

第2期阿波市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月
阿波市

はじめに

阿波市では、平成 27 年 3 月に「阿波市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境が充実した子育てしやすいまちとなるよう、「阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり」を基本理念に掲げ、幼保連携型認定こども園の整備や幼児期・学童期の教育・保育の充実等、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してまいりました。

その結果、幼保連携型認定こども園、学校施設の耐震化等の教育・保育環境の整備が図られました。引き続き、本市の宝である子どもたちの健やかな成長を願い、子育て支援事業、教育環境の整備、働く保護者のニーズなど、変化する社会潮流やニーズに応えるため、「第 2 期阿波市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり」の第 1 期基本理念を継承し、「子育てするなら阿波市」をキャッチフレーズに市の子育て支援施策をさらに充実させ、市民の満足度の向上を図り、愛着を持っていただくことができるまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、「阿波市子ども・子育て会議」の皆さまをはじめ、「子ども・子育てに関するアンケート調査」等にご協力いただきました市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

阿波市長 藤井 正助

目次

第1章 計画について.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	2
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1 統計からみる本市の状況.....	6
2 アンケート結果からみえる現状.....	15
3 本計画につながる予測.....	22
4 子育て支援に関する課題まとめ.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
1 計画の基本理念.....	28
2 計画の基本的な視点.....	29
3 計画の基本目標.....	30
4 施策の体系図.....	32
第4章 子ども・子育て支援施策の展開.....	33
基本目標1 教育・保育サービスの充実.....	34
基本目標2 子育て支援の充実.....	39
基本目標3 子育てと仕事の両立の推進.....	49
基本目標4 家庭・地域の子育て力の充実.....	54
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	62
1 教育・保育提供区域の設定.....	63
2 人口推計.....	63
3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	64
第6章 計画の推進体制.....	75
1 計画の推進に向けて.....	76
2 計画の評価・確認等.....	77
参考資料.....	79
阿波市子ども・子育て会議条例.....	80
子ども・子育て会議委員名簿.....	82
用語解説.....	83

第1章 計画について

1 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨

国では、平成 24 年に制定された認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善等が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築を図るため、総合的な取組を進めてきました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

阿波市（以下「本市」という）は、平成 26 年度に、「阿波市次世代育成支援行動計画〈後期計画〉」を一部継承する形で、「阿波市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育、地域子ども子育て支援事業を推進してきました。

本市においては保育所と幼稚園が一体となった幼保連携型認定こども園の整備を進めており、令和 2 年 4 月より公立認定こども園 1 園、私立認定こども園 4 園が開園し、高まる保育ニーズに対応できる施設整備を行ってきました。さらに、病児保育事業の拡充や放課後児童クラブの高学年受け入れを実施しており、地域全体で子どもを見守り育む支援を実施しています。教育分野においても、幼稚園英語活動や情報教育の充実などにより、子育てのまちとして選んでいただけるまちづくりを推進してきました。

今後の課題として、子どもの成長に合わせた教育・保育を実施するとともに、一人ひとりの個性を伸ばすことができるよう、質の向上を図ることが重要となっています。子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援することができるよう、「第 2 期阿波市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

(2) 策定にあたっての政策動向

前回計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

幼児教育・保育の無償化

平成 29 年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針 2017（骨太の方針 2017）」において実施が提言されておりその後、平成 30 年 12 月の関係閣僚会合において「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」が示され、令和元年 10 月 1 日から実施されました。

子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、25 歳から 44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿整備を 2022 年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われました。

放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国で 1 万か所以上設置すること、新規開設する教室については、その 80%以上で小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

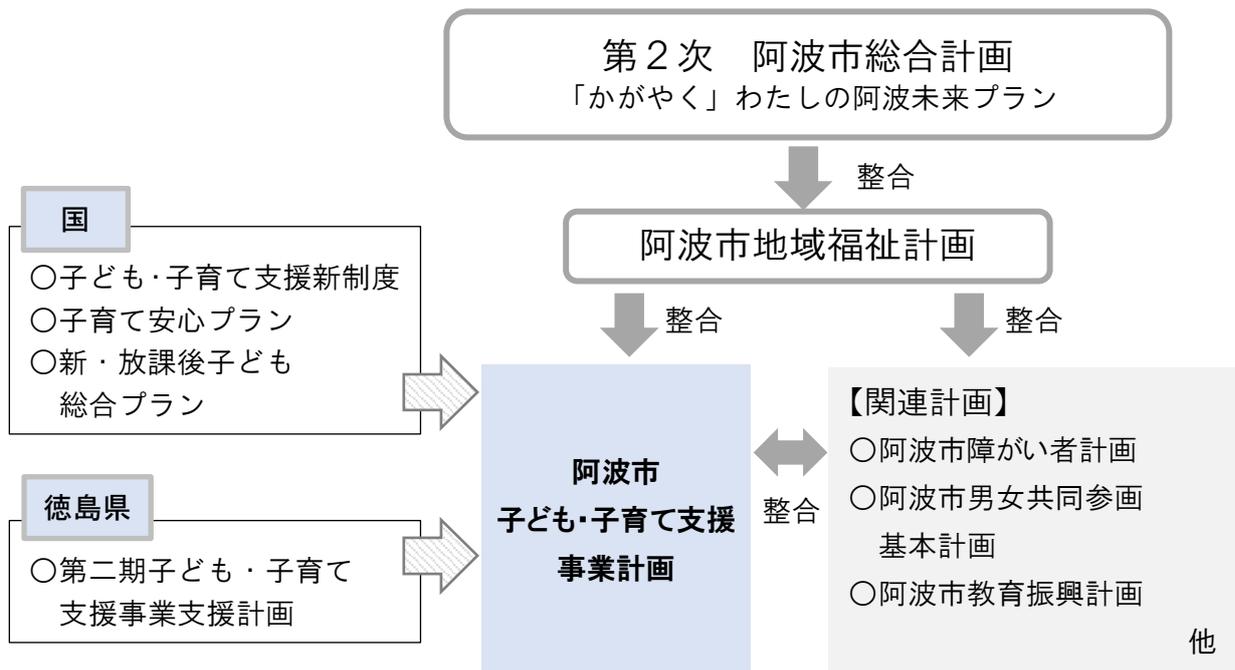
すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じます。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

加えて、平成30年9月には、文部科学省より「新・放課後子ども総合プラン」についての通知が示されています。

◆他の計画との関連性



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度 / 令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期阿波市子ども・子育て支援事業計画					第2期阿波市子ども・子育て支援事業計画				

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

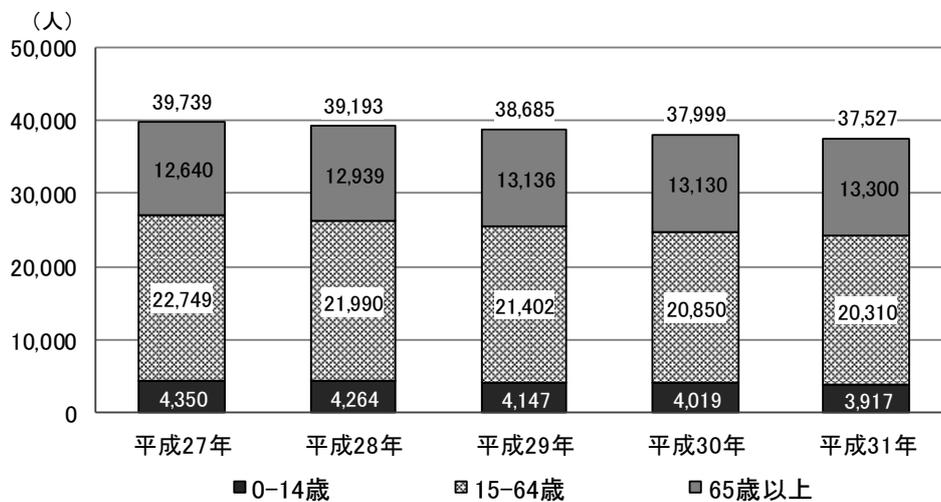
1 統計からみる本市の状況

(1) 人口の状況

① 人口の推移

○人口の推移についてみると、緩やかな減少傾向となっており平成31年で37,527人となっています。「0-14歳」の年少人口、「15-64歳」の生産年齢人口では、いずれの年も減少が続いています。

◆ 人口の推移

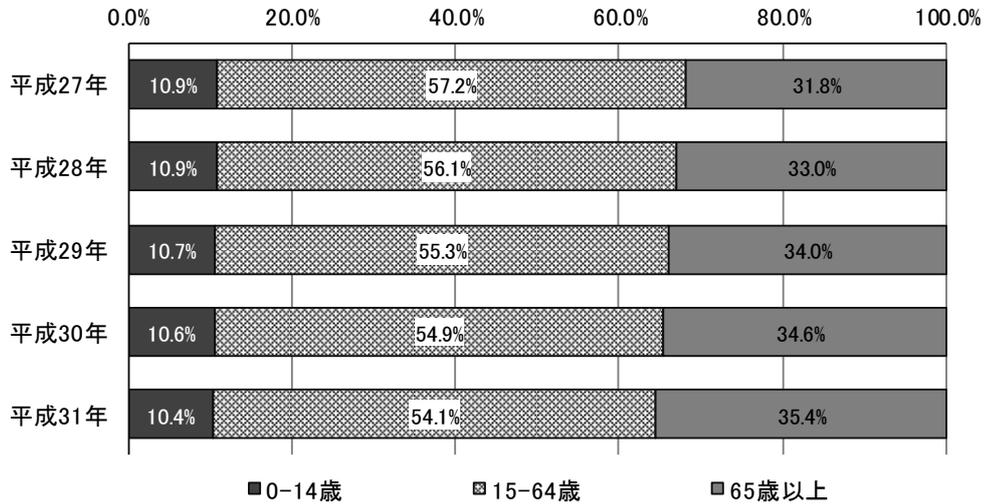


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

②人口構造

○総人口に占める人口割合は、「0-14歳」の年少人口の割合は年々減少しており、「65歳以上」の老年人口の割合は増加を続け、少子高齢化が進んでいることがわかります。

◆人口構造の推移



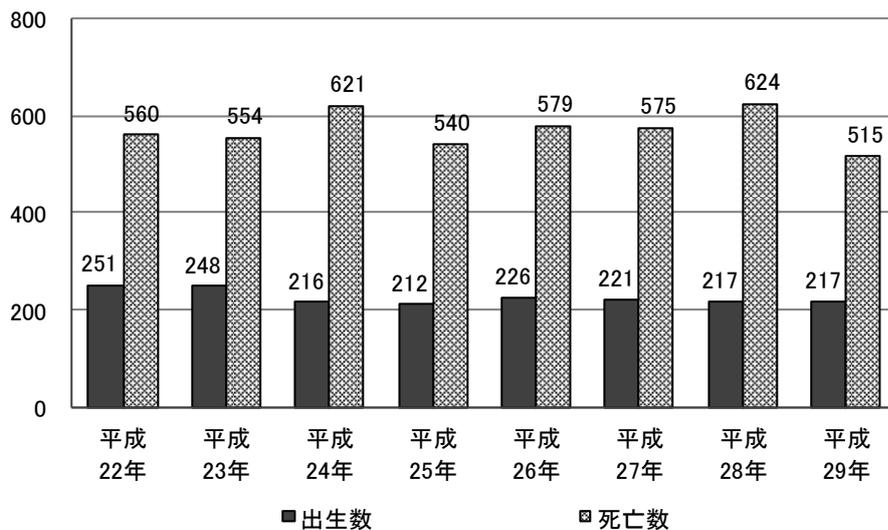
資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

③出生数、死亡数の推移

○出生数は概ね200人台で推移し、死亡数は500人から600人台での推移となっており、いずれの年も自然減の状態となっています。

◆出生数と死亡数の推移

(人)

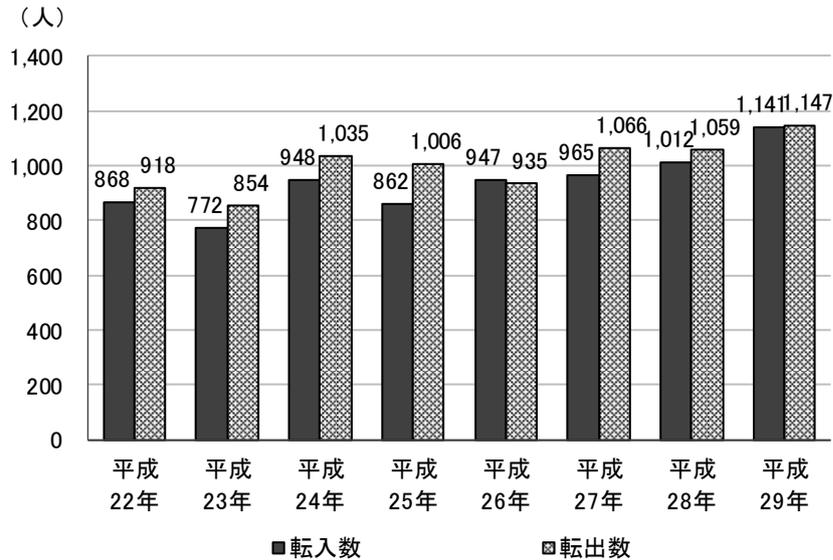


資料：住民基本台帳人口移動報告

④ 転入数、転出数の状況

○転入数と転出数は平成 26 年以降ともに増加傾向となっています。平成 26 年は転入数が転出数を上回る社会増となりましたが、他の年では社会減の状態が続いています。

◆ 転入数と転出数の推移

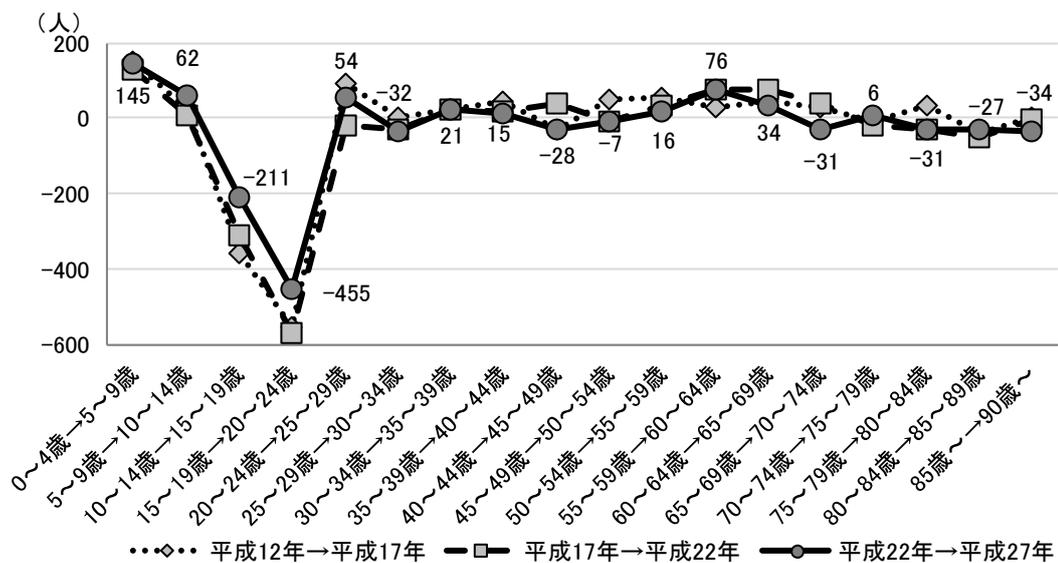


資料：住民基本台帳人口移動報告

⑤ 社会移動の変化

○社会移動の変化について年齢階級別に経年比較すると、10 歳代の社会減がみられます。「10～14 歳→15～19 歳」及び「15～19 歳→20～24 歳」における社会減は年々縮小していることがうかがえます。

◆ 年齢階級別社会移動の経年比較

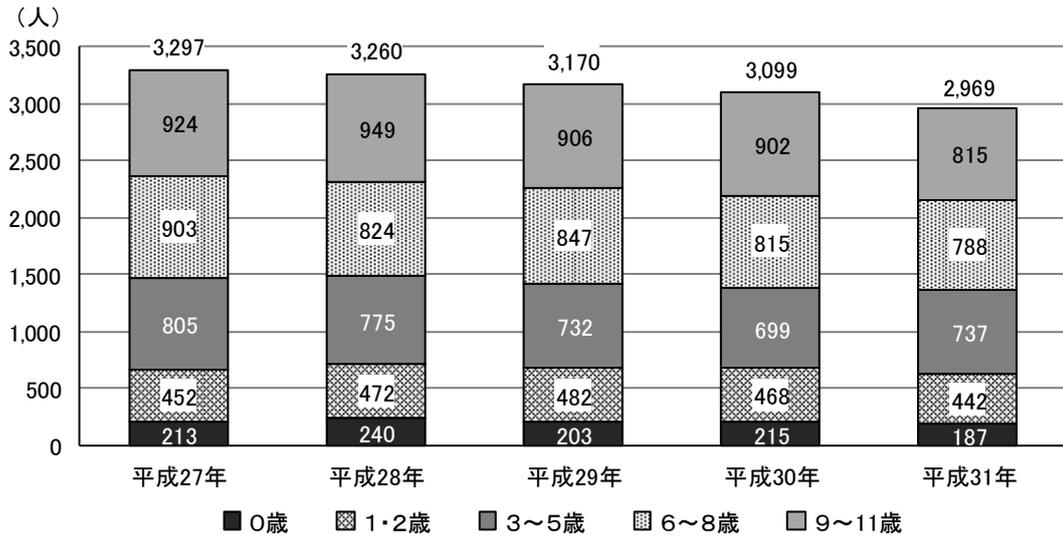


資料：国勢調査

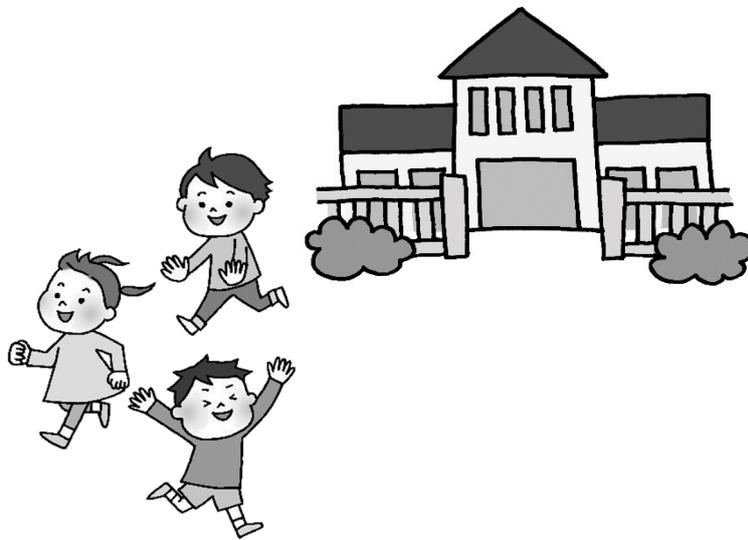
⑥ 児童数の推移

○ 0歳から11歳の児童数の推移をみると、年々減少傾向となっており、平成31年で2,969人となっています。

◆ 児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

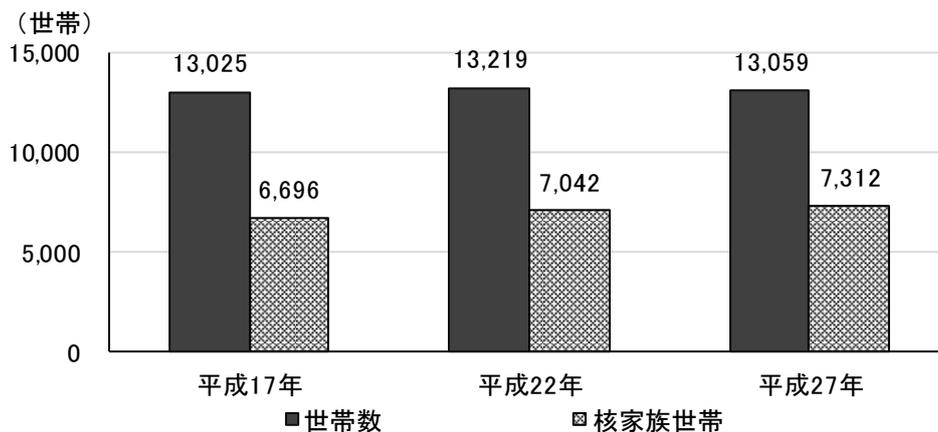


(2) 家庭の状況

① 世帯の状況

○世帯数は平成 17 年から平成 27 年にかけて増減はあるものの、概ね 13,000 世帯での推移となっています。一方、「核家族世帯」は平成 17 年から平成 27 年にかけて 616 世帯増加して、平成 27 年で 7,312 世帯となっています。

◆世帯数と核家族世帯数の推移

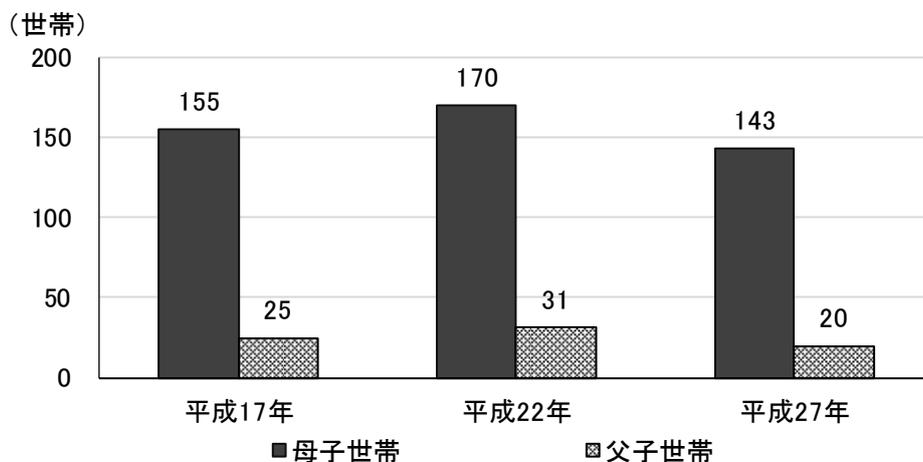


資料：国勢調査

② ひとり親世帯の状況

○ひとり親世帯の状況は、「母子世帯」「父子世帯」ともに平成 22 年でそれぞれ高く、「母子世帯」で 170 世帯、「父子世帯」で 31 世帯となっています。

◆ひとり親世帯数の推移

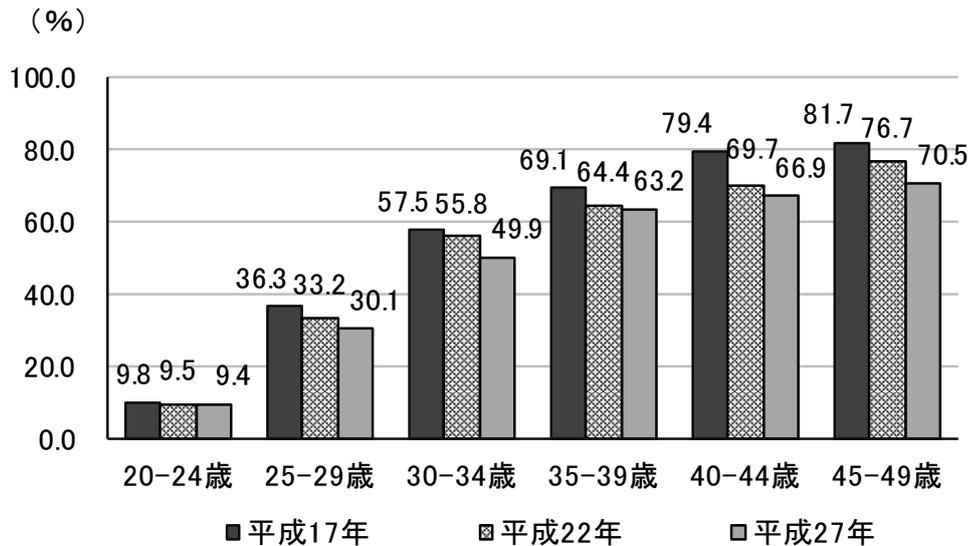


資料：国勢調査

③有配偶率と未婚率の推移

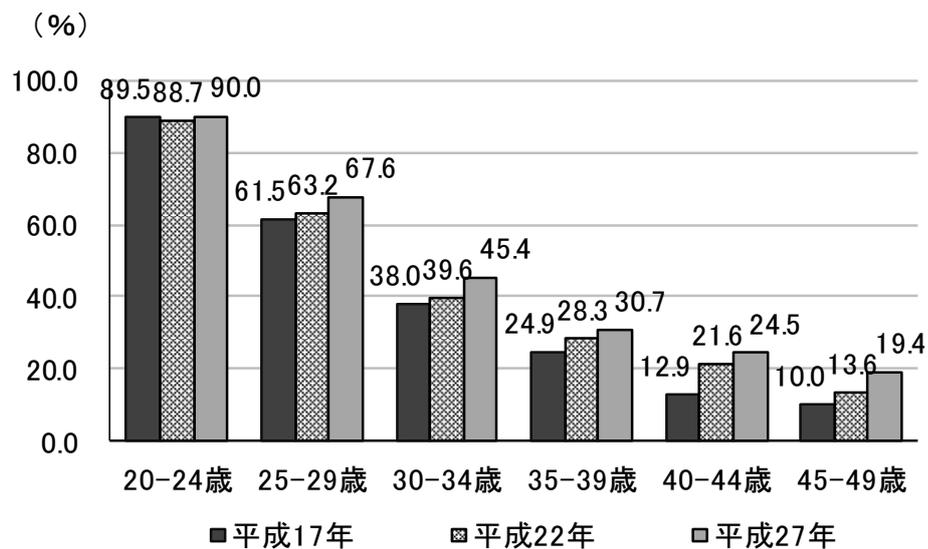
- 年齢階級別の有配偶率はいずれの年齢階級においても減少傾向となっており、「40-44歳」において、平成17年から平成27年にかけて12.5ポイント減少しています。
- 年齢階級別の未婚率については反対に増加傾向となっており、「40-44歳」において、平成17年から平成27年にかけて11.6ポイント増加しています。

◆有配偶率



資料：国勢調査

◆未婚率

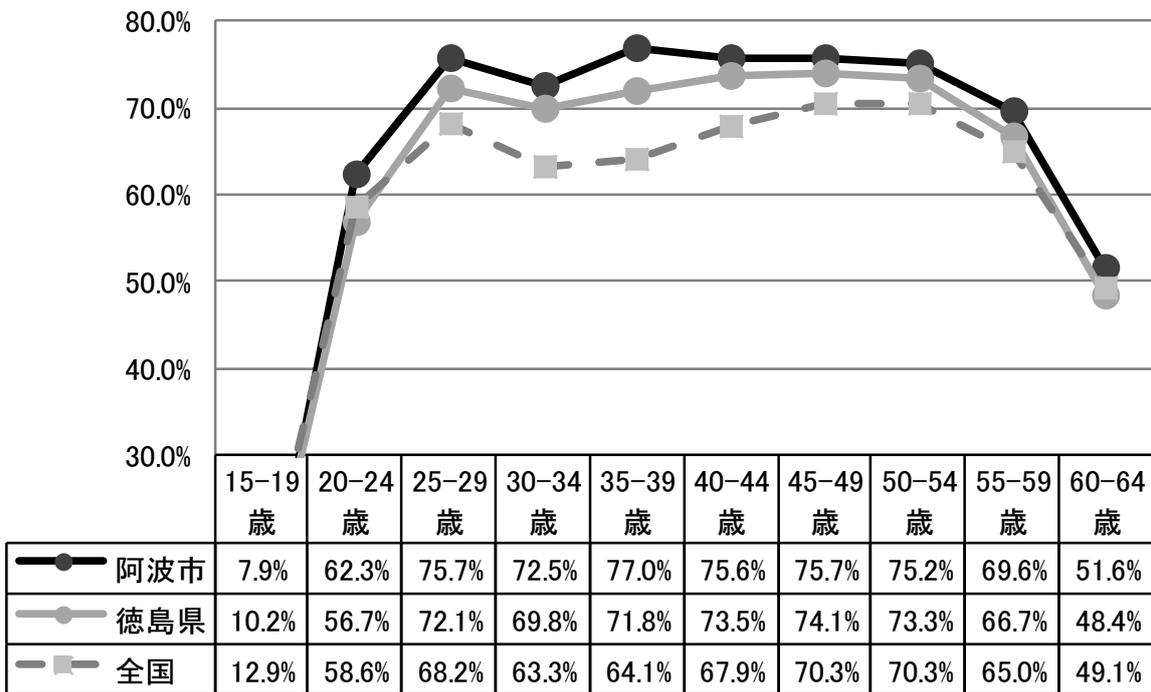


資料：国勢調査

④女性の就労状況

- 女性の就業率は20歳以上のいずれの年代においても国や県よりも高い割合となっています。
- 「30-34歳」において、72.5%とわずかに減少するものの、「35-39歳」で77.0%となり、各年代の中で最も高い就業率となっています。
- 子育て安心プランの中で国がめざしている「25-44歳女性の就業率80%」に対して、本市の25-44歳女性の就業率は75.3%で、国や県よりも高い割合となっています。

◆女性の就業率



資料：国勢調査（平成27年）

◆25-44歳女性の就業率

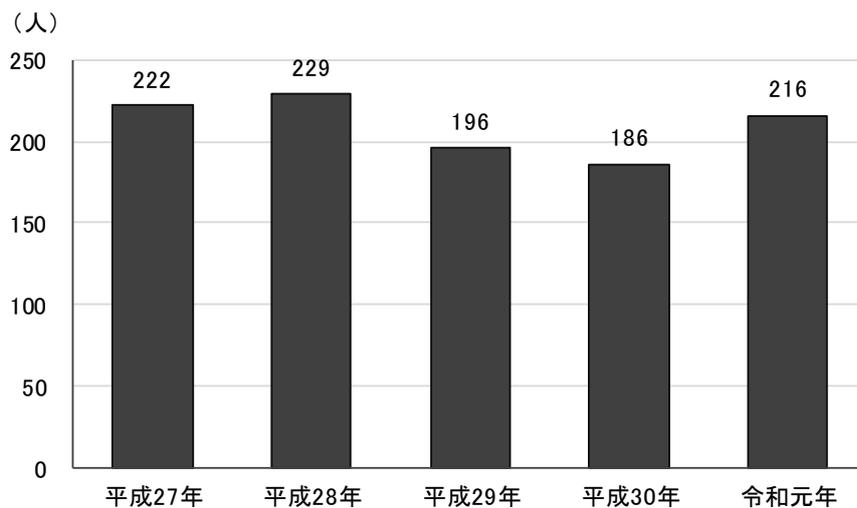
	労働力人口	就業者数	就業率
阿波市	3,882人	2,923人	75.3%
徳島県	83,845人	60,330人	72.0%
全国	15,690,181人	10,344,404人	65.9%

(3)教育・保育の状況

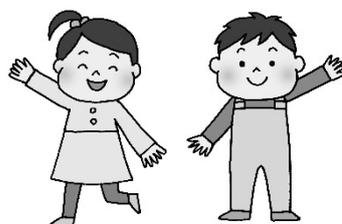
①幼稚園の児童数

○在園児数は、平成30年にかけて減少しており、平成30年で186人となっています。令和元年では216人と平成30年と比較して30人多い児童数となっています。

◆幼稚園の児童数の推移



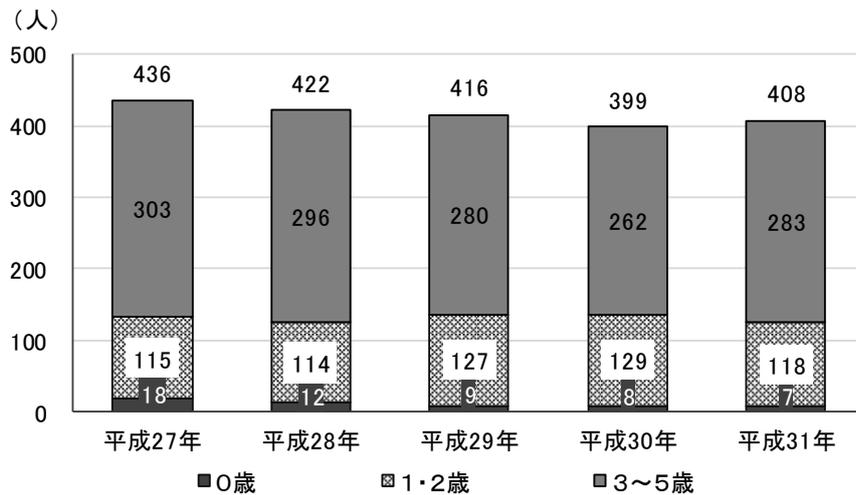
資料：学校教育課（各年5月1日時点）



② 認定こども園の児童数について

- 在園児数は、平成 30 年にかけて減少傾向にあり、平成 30 年では 399 人となっています。
- 年齢別では「0 歳」の児童数は緩やかな減少傾向で、令和元年では 7 人となっています。

◆ 認定こども園の児童数の推移

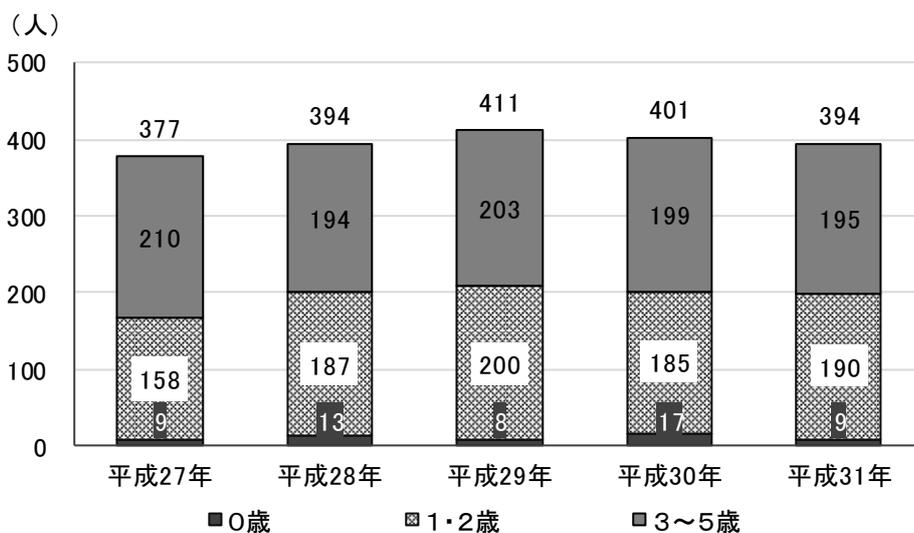


資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日）

③ 保育所の児童数について

- 在園児数は、平成 27 年から平成 29 年にかけて増加傾向となっており、平成 29 年で 411 人となっています。また、平成 30 年以降は減少に転じ、平成 31 年で 394 人となっています。

◆ 保育所の児童数の推移



資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日）

2 アンケート結果からみえる現状

(1) 調査の実施方法と配布・回収状況

- 調査地域：阿波市内全域
- 調査対象者：本市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
本市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：就学前児童、小学生児童のいる世帯に対する全数調査
- 調査期間：平成31年1月7日（月）～1月20日（日）
- 調査方法：就学前児童調査で市内の施設利用者は施設を通して配布・回収。
在宅児等は郵送配布・郵送回収。
小学生児童調査は小学校を通して配布・回収

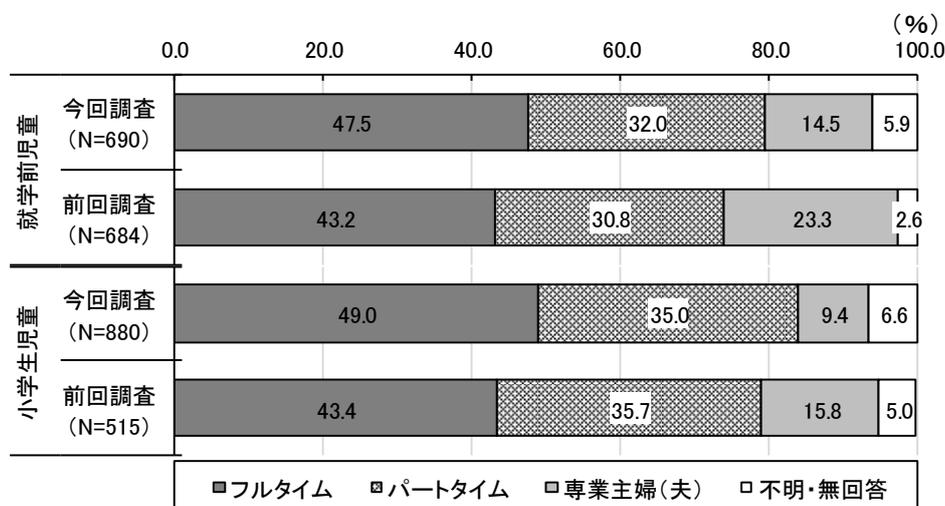
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,095 件	690 件	63.0%
小学生児童	1,271 件	880 件	69.2%
合計	2,366 件	1,570 件	66.4%

(2) 結果概要

①働く女性の増加に伴う保育ニーズの拡大が予想

○母親の就労状況は大きく変化しており、就労している母親の割合（「フルタイム」「パートタイム」の合計）は、就学前児童では前回調査（平成25年）よりも5.5ポイント高く、小学生児童では4.9ポイント高くなっています。

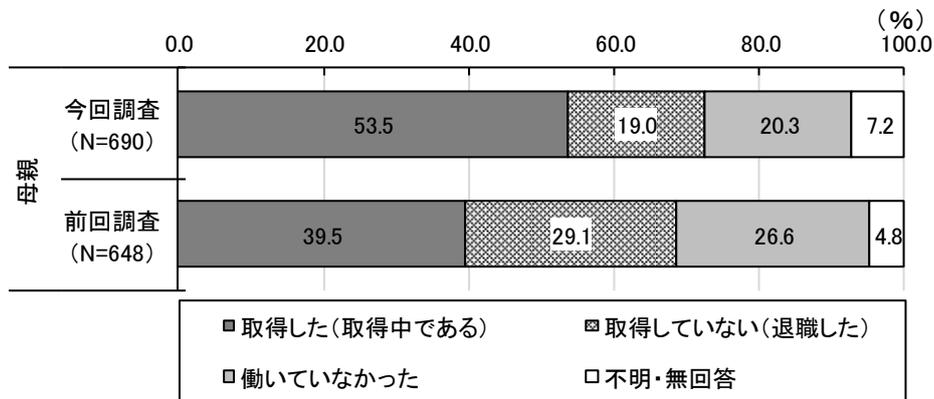
◆母親の現在の就労状況



② 育児休業を取得する母親の増加

- 就学前児童の母親の育児休業取得率は、前回調査と比較して14.0ポイント高くなっています。
- 育児休業の取得期間は、概ね5年前と同様に子どもが「1歳～1歳6か月未満」が最も高くなっており、希望する取得期間も「1歳～1歳6か月未満」が最も高い割合となっており、概ね希望通りの育児休業が取れていることがうかがえます。一方で、「1歳未満」で育児休業を終えている方もおよそ3割おり、希望する育児休業期間を十分に取得できていない方も一定数見受けられます。

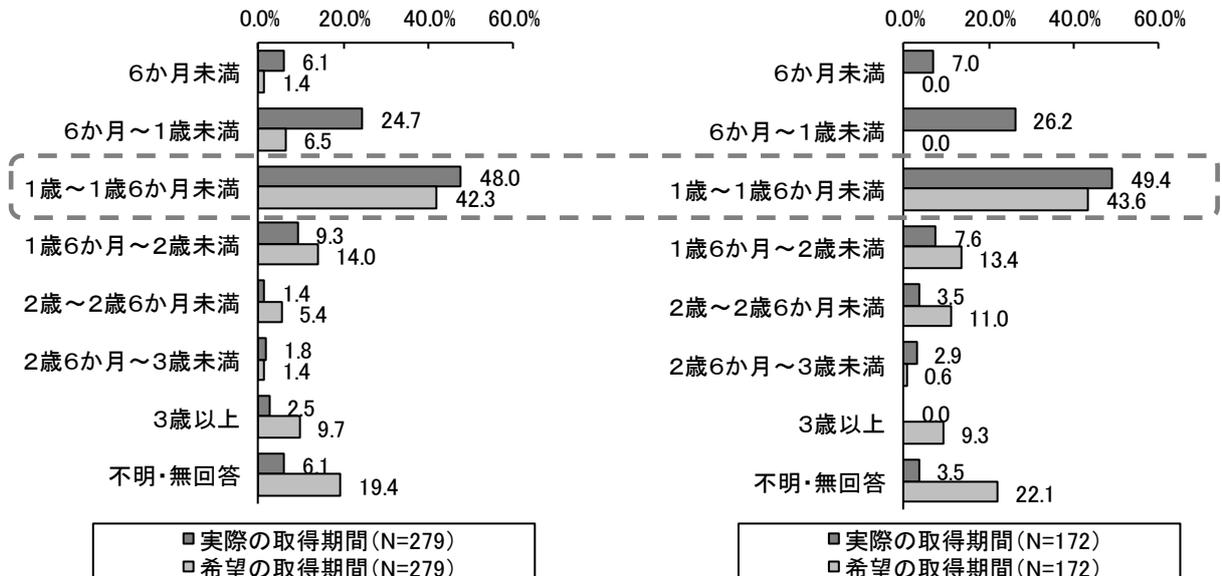
◆ 育児休業の取得状況



◆ 育児休業の取得期間(実際の取得期間と希望の取得期間)

■ 今回調査

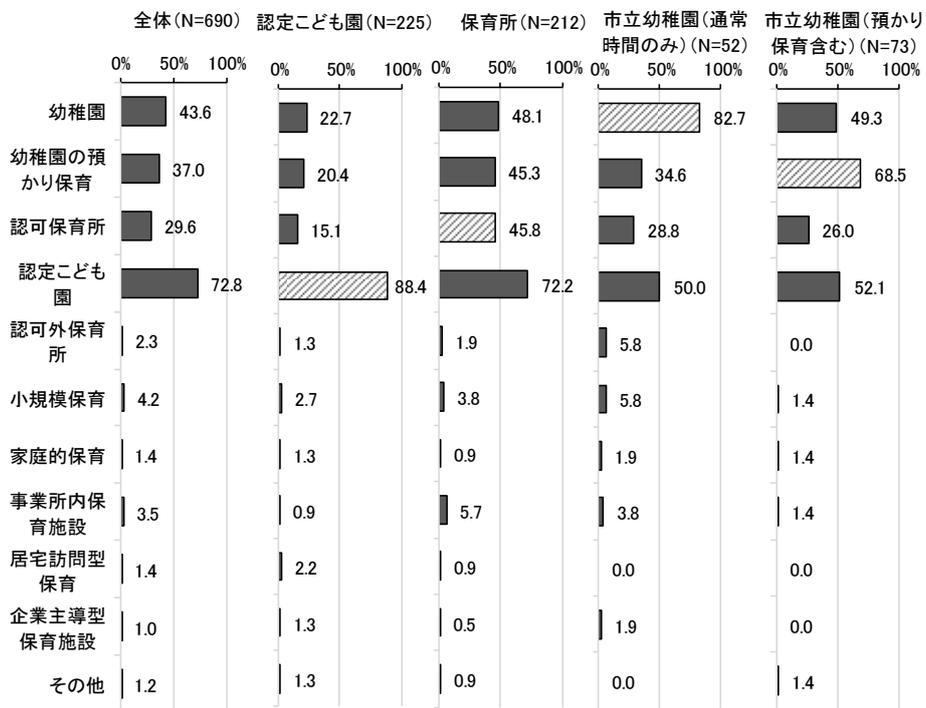
■ 前回調査



③ 幼児教育・保育の無償化の影響による利用サービスの変化

- 幼児教育・保育の無償化後、利用したい定期的な教育・保育施設は「認定こども園」が72.8%で最も高くなっています。
- 現在利用している主な施設別の利用意向は、【認定こども園】【市立幼稚園（通常時間のみ）】【市立幼稚園（預かり保育含む）】では概ね変化はみられませんが、【保育所】では「認定こども園」の利用意向が72.2%、「幼稚園」及び「幼稚園の預かり保育」が「認可保育所」と同水準となっています。

◆ 現在利用しているサービス別の、無償化後に引き続き利用したい定期的な教育・保育施設



※現在利用している施設と同種の施設を としています。

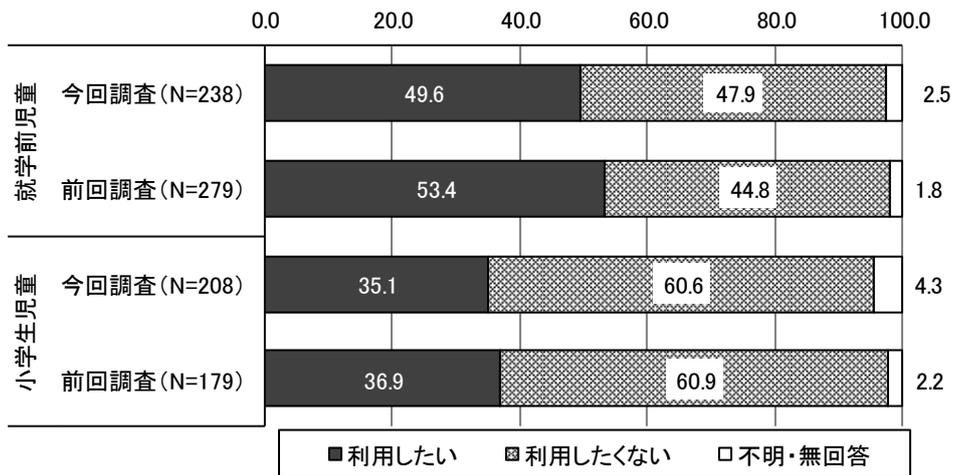
◆ 現在、定期的な教育・保育サービスを利用していない方についての、無償化後の利用意向

		問11 無償化された際、現在利用している、利用していないにかかわらず、お子さんについて、「定期的に」利用したい事業は何ですか。												
上段:件数 下段:割合		全体	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	認可外保育所	小規模保育	家庭的保育	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	企業主導型保育施設	その他	不明・無回答
問3 年齢 (学年基準)	全体	89	40	25	40	68	7	5	5	8	0	2	1	1
		100.0	44.9	28.1	44.9	76.4	7.9	5.6	5.6	9.0	0.0	2.2	1.1	1.1
	0歳	70	34	22	33	52	5	4	3	6	0	1	1	0
		100.0	48.6	31.4	47.1	74.3	7.1	5.7	4.3	8.6	0.0	1.4	1.4	0.0
	1歳	8	2	1	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0
		100.0	25.0	12.5	50.0	87.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2歳	6	3	2	3	5	2	1	2	2	0	1	0	0
		100.0	50.0	33.3	50.0	83.3	33.3	16.7	33.3	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0
3歳	3	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	100.0	33.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
5歳	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	

④病児・病後児保育施設の利用意向

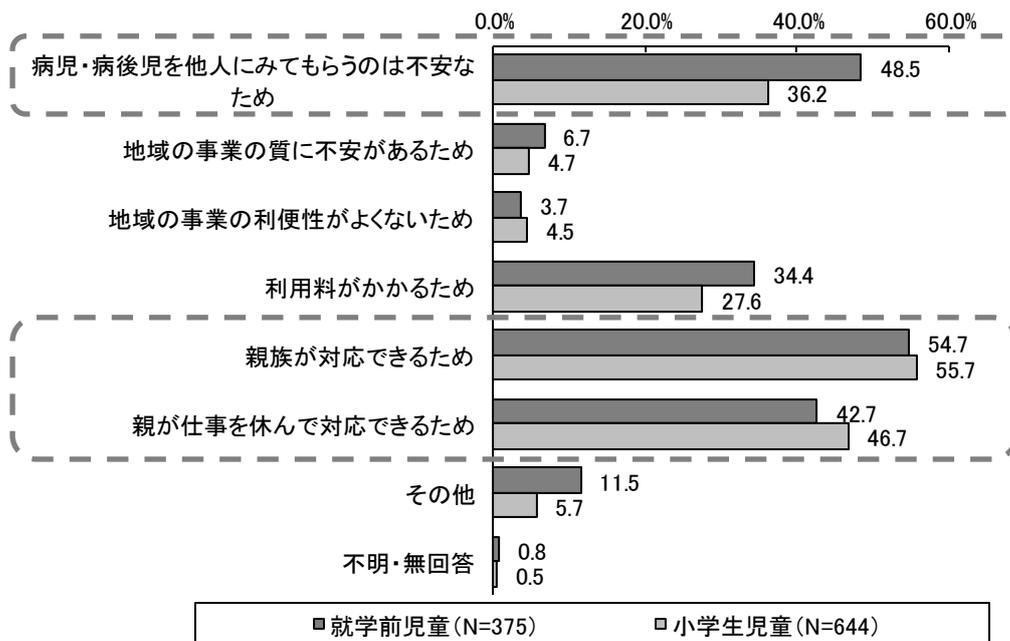
○病児・病後児保育施設の利用意向は就学前児童、小学生児童ともに前回調査と比較して利用意向が低くなっています。

◆病児・病後児保育施設の利用意向(「母親、または、父親が仕事を休んでみた」を選んだ方のみ)



○病児・病後児保育施設の利用を希望しない理由は、「親族が対応できるため」「親が仕事を休んで対応できるため」が就学前児童、小学生児童ともに4割以上となっています。一方、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安なため」が就学前児童で、48.5%と高い割合となっています。

◆病児・病後児のための保育施設の利用を希望しない理由



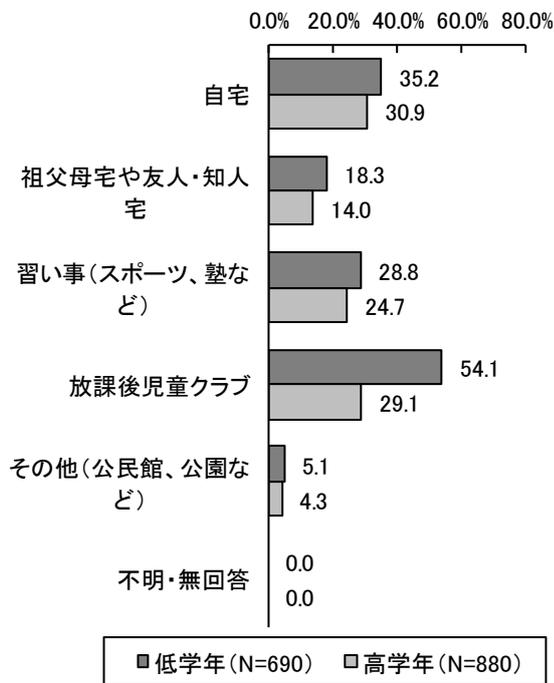
⑤ 小学校生活での放課後の過ごし方

○就学前児童が小学生児童となったときの希望する放課後の過ごし方は、低学年では「放課後児童クラブ」が54.1%と半数以上の利用意向があります。高学年になると、「自宅」「習い事」「放課後児童クラブ」が概ね同水準の割合となっています。

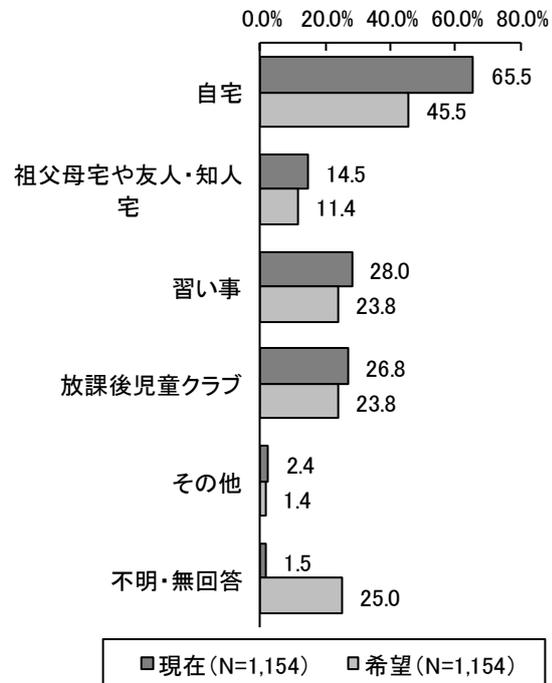
○小学生児童の現在の放課後の過ごし方は、「自宅」が65.5%と最も多くなっており、次いで「習い事」が28.0%、「放課後児童クラブ」が26.8%となっており、放課後児童クラブを利用希望するお子さんのうち、利用希望学年は「6年生まで」が51.6%と最も高くなっています。

◆ 放課後の過ごし方

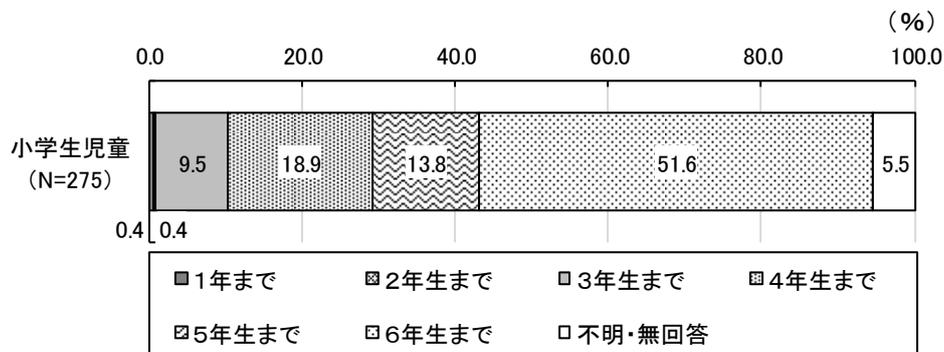
■ 就学前児童



■ 小学生児童

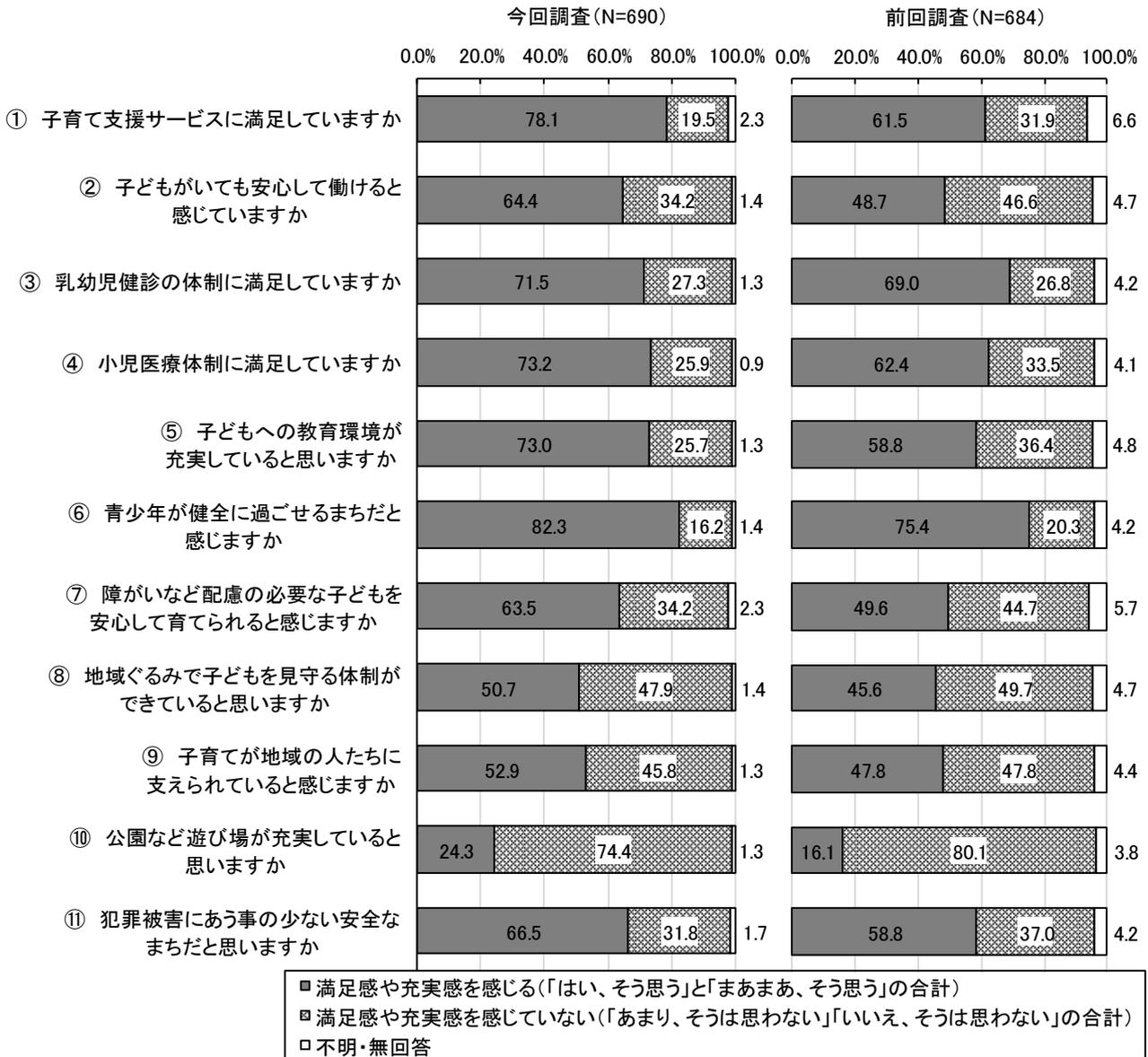


◆ 放課後児童クラブを何年生まで利用したいか



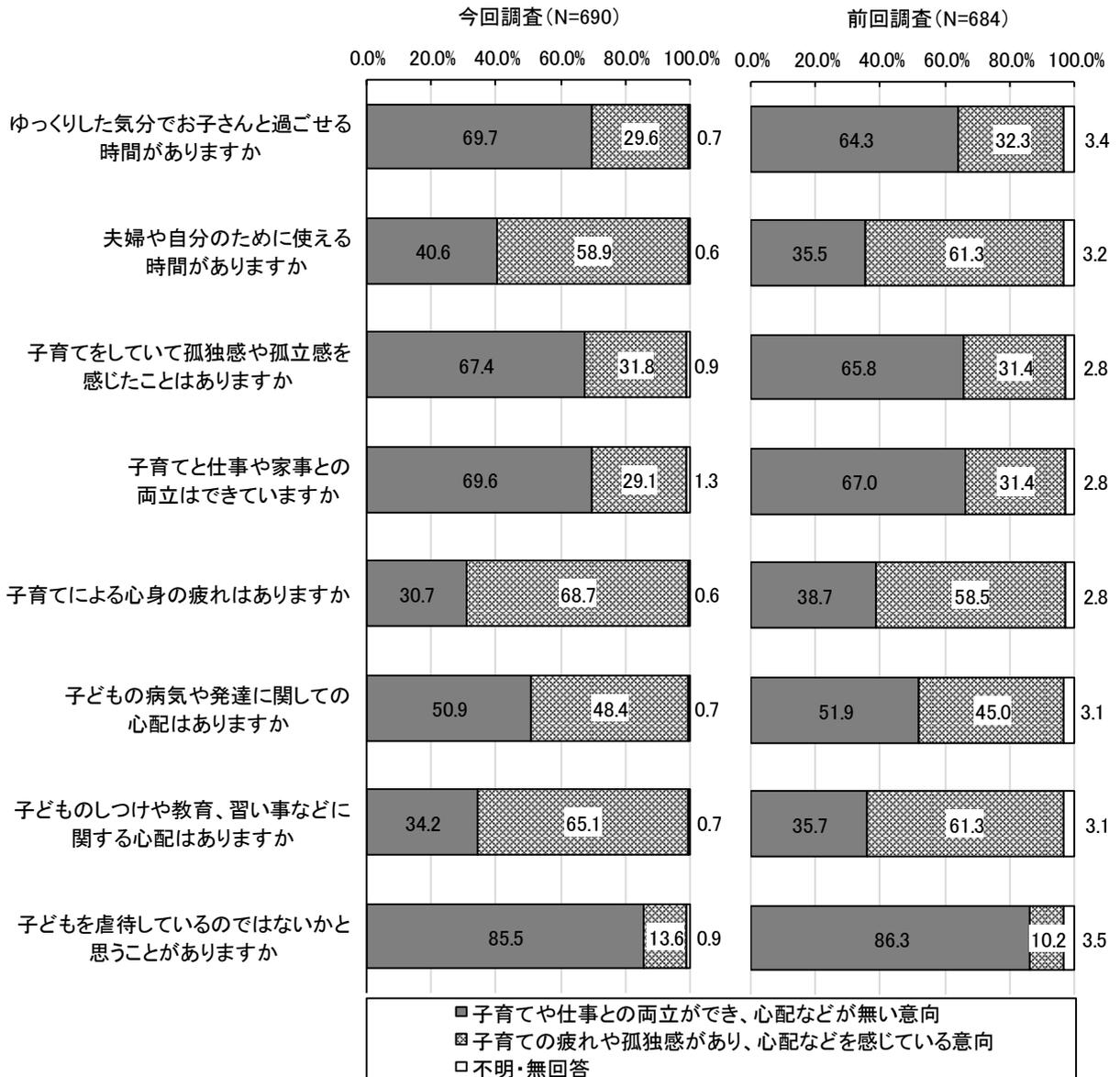
⑥市の施策に対する充実感・満足感の改善

- 就学前児童の市における各分野についての満足感や充実感について、すべての項目で前回調査よりも「満足感や充実感を感じる」の割合が高くなっています。
- 「⑩公園など遊び場が充実していると思いますか」については、前回調査から8.2ポイント改善したものの、依然2割台の推移となっています。



⑦子育てに関して感じること

○就学前児童の子育てについて感じることにについて、「ゆっくりした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか」「夫婦や自分のために使える時間がありますか」について、約5ポイントの改善がみられた一方で、「子育てによる心身の疲れはありますか」については、約8.0ポイント悪化しています。



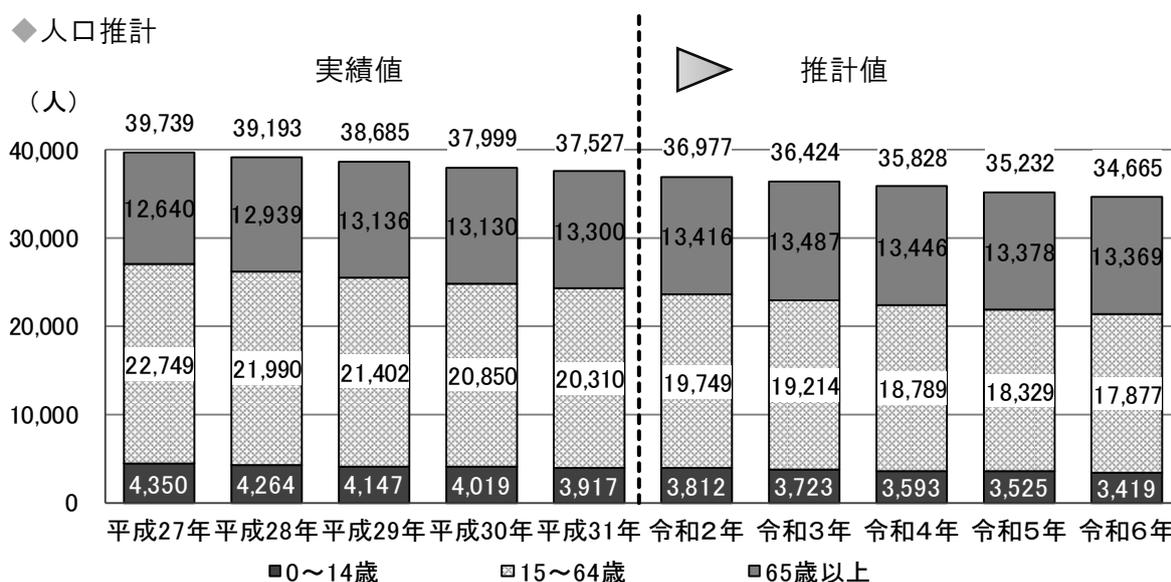
3 本計画につながる予測

(1) 人口の今後の見通し

①人口推計

- 人口の推計は、令和2年以降も緩やかな減少は続き令和6年で34,665人となる見込みです。
- 年少人口は全体の10%台で推移しますが、令和6年には10%を割って9.9%となり、少子化は進行する見込みです。

◆人口推計



資料：コーホート変化率法による人口推計

◆年少人口割合の推移

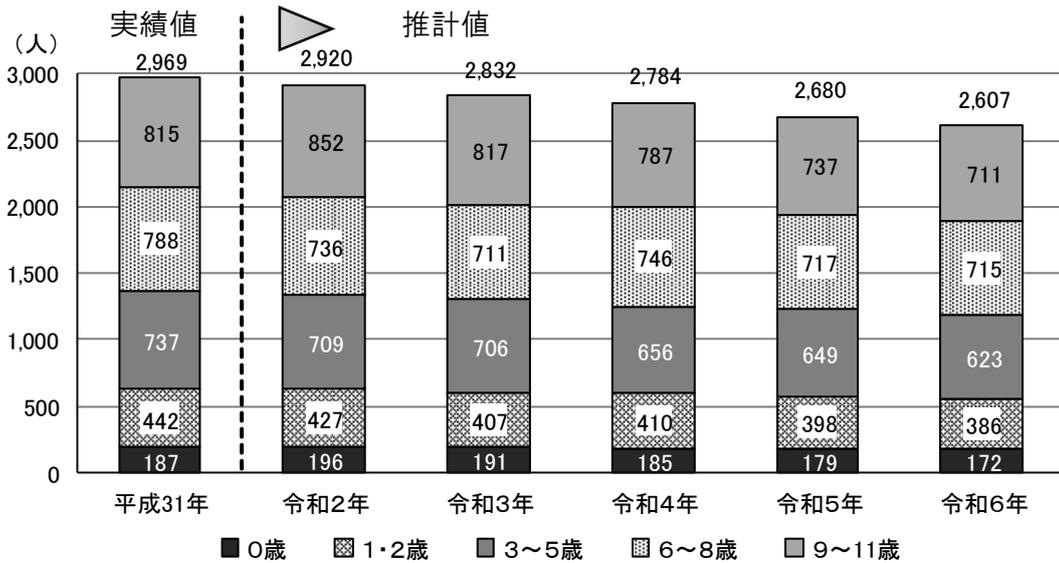
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口割合	10.9%	10.9%	10.7%	10.6%	10.4%	10.3%	10.2%	10.0%	10.0%	9.9%

②児童数の推計

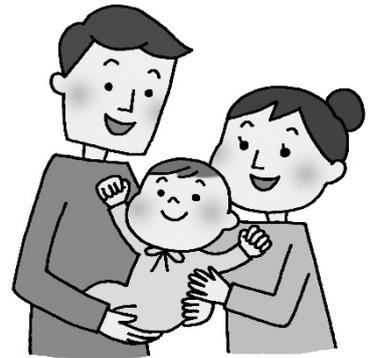
○12歳未満の人口は今後も減少を続け、令和6年に2,607人となる見込みです。

○年齢階級別にみると、令和3年の「3～5歳」でわずかに前年よりも多くなる見込みですが、その他ではいずれの年もすべての年齢において減少すると見込まれています。

◆12歳未満人口における人口推計結果



資料：コーホート変化率法による人口推計



4 子育て支援に関する課題まとめ

統計資料、ニーズ調査等を踏まえ、課題をとりまとめ、第2期計画の方向性を定めます。

1 子育て家庭の環境変化への対応

統計資料	○核家族世帯はわずかに増加しています。 ○子育て世代の女性の就業率は、国や県よりも高く、働く女性の割合が高くなっています。
ニーズ調査	○就労している母親が多くなっています。 ○育児休業を取得されている方が多くなっています。 ○親族に子どもをみてもらう環境はあり、病気の際や急な用事の際には助けを求めることができます。



考察	○共働き家庭が増えていく中で、保育ニーズが高まることが予想されます。また、子育てに対する社会の理解が深まったことにより、育児休業が取りやすい環境が整い、0歳児における保育ニーズは限定的になるものと考えられます。
----	---

2 保育のニーズに対応した支援体制の充実

統計資料	○児童数は年々減少している中で、保育所等を利用している方が多くなっています。
ニーズ調査	○教育・保育サービスの利用意向について、無償化による影響は限定的です。現在、定期的な教育・保育サービスを利用していない方の無償化後の利用意向は、「認定こども園」を希望する割合が高くなっています。



考察	○幼稚園を利用しているお子さんは幼稚園を引き続き利用する意向が高くなっていますが、幼児教育・保育の無償化の影響は段階的に現れるものと考えられます。保育ニーズの増大に対応した提供量の確保に努める必要があります。
----	--

3 放課後児童クラブの需要

ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none">○放課後児童クラブの希望者・利用者が増加しています。○就労している母親が多くなっています。(再掲)○放課後児童クラブを利用している児童のうちおよそ半数は、6年生までの利用を希望しています。
-------	--



考察	<ul style="list-style-type: none">○子どもの数は今後も減少すると見込まれていますが、共働き家庭の増加に伴い、今後も放課後児童クラブのニーズは高くなると考えられます。
----	---

4 子育てのしやすさ

ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none">○市の実施する施策について、前回調査と比較して、すべての項目において「満足感や充実感を感じる」という回答割合が高くなっています。○一方で、「公園などの遊び場が充実していますか」については、2割台と、低い水準になっています。○「子育てによる心身の疲れはありますか」については、前回調査よりも好ましくない結果となっています。
-------	--



考察	<ul style="list-style-type: none">○子育て支援や子育て環境が充実しており、子育て世代からの満足度は高くなっています。一方で、ワーク・ライフ・バランスの実現については課題が残されており、家庭での役割分担や家族・親族の協力が得られやすい環境づくりに向けて、啓発活動や子育て講座等を充実させるとともに、一時預かり等の支援が必要なときに利用できるよう、体制を整えることが大切となります。
----	--

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、めざすべき基本理念を、次のとおり掲げます。

阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり

子どもの笑顔や元気に走る姿、本市で幸せに育つ子どもの姿がそこにはあります。

年々、少子化が進展し、子どもの数が減ってきている中でも、働きながら子育てをする世帯が多くなってきました。多様化する子育てニーズの中にあって、子どものことを第一に考え、子どもの幸せを考えることは、本市がこれまでめざしてきた将来の姿そのものです。

子どもだけでなく、両親や家族、地域が子育てに積極的に関わることができ、すべての子ども一人ひとりが健やかに育ち、安心して生み育てることができる社会をめざし、子どもたちの笑顔と笑い声があるふれるまちづくりを推進します。

今回の計画においては、これまでの流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくとともに、前回計画で掲げた基本理念を踏襲し、引き続き「阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援を推進することとします。



2 計画の基本的な視点

本計画の策定にあたっては、「子どもの幸せや利益を最大限に尊重し、子どもの育ちを第一に考えること」を念頭におくことが大切です。

この視点をもとに、子どもの成長をとらえるとすれば、教育・保育の充実のみならず、乳幼児から学童期・思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえていく必要があります。

そのため、本計画の「基本的な視点」として、子どもの育ちを第一に考えることを念頭におき、すべての子どもの成長にかかわる子育て支援を一体的にとらえ、子どもの成長に合わせて、広がっていく計画とします。

こうした視点を取り入れ、育みたい子ども像を実現し、本市に住むすべての子どもたちが元気に学び、育ち、成長することで、子ども自身の「ここで育ちたい・ここで育って良かった」という誇りや愛郷心につながることをめざします。



3 計画の基本目標

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化する状況の中、多様化するニーズを踏まえながら子どもと家庭を支援する計画である必要があります。

本計画の推進にあたっては、これまで取り組んできた考えを継承しつつ、次の4つを基本目標とし、計画の推進を図ります。

基本目標1 教育・保育サービスの充実

未来ある子どもの健やかな成長のために、幼児教育や保育の充実を図るとともに、民間活力の導入により質の向上を図ります。また、保幼小の連携を強化することにより、安心した学校生活を送ることができるよう取組を推進します。

次代を担う子どもの育成に向けて、「生きる力」が身につく教育カリキュラムを研究し、確かな学力、健やかな体、豊かな人間性を育みます。



基本目標2 子育て支援の充実

安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するとともに、結婚から妊娠期、出産、子育てへと切れ目のない支援に努めます。また、未来ある子どもの健やかな成長のために、乳幼児期の健康づくりの充実を図るとともに、保護者の健康の維持・向上に向けた取組を推進します。

多様なニーズに対応できるよう、各種子育て支援事業を充実させるとともに、楽しく子育てができる環境の整備、経済的支援等を推進することにより、子育てしやすいまちづくりをめざします。



基本目標3 子育てと仕事の両立の推進

子どもの健やかな成長を保障するためには、安定した生活を送ることができるよう支援するとともに、就労の大切さを伝えるためにも保護者の就労意向を実現させるための支援が重要となります。

働きながら子育てができるよう、乳幼児期における幼児教育や保育の充実を図ります。

また、核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化による保育ニーズに対して、保育所及び認定こども園等の保育環境の充実や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量的拡大及び質の向上に努めます。

さらに、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、各種制度の普及や子ども・子育て支援事業の充実を図りつつ、推進します。



基本目標4 家庭・地域の子育て力の充実

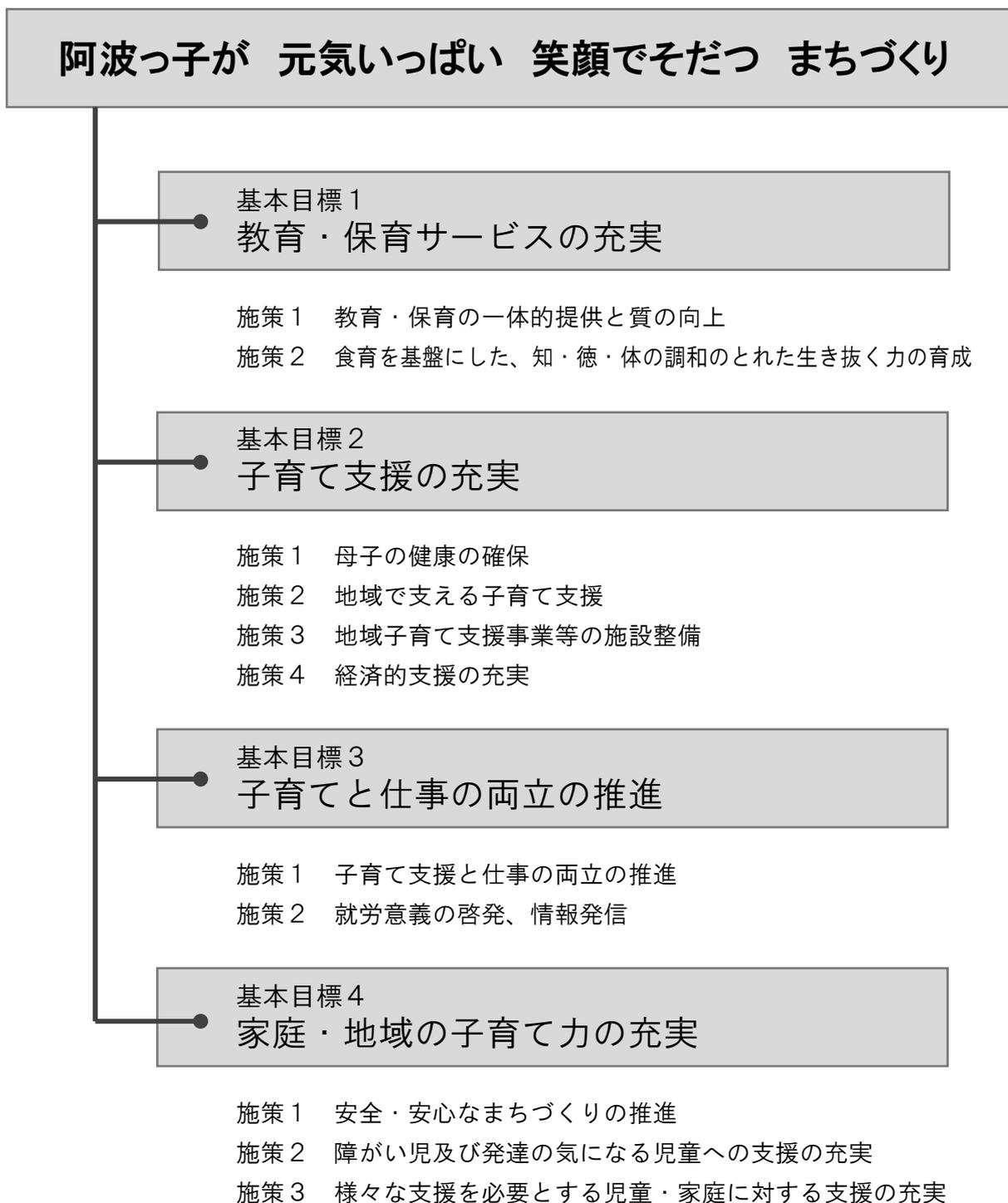
障がいの有無、家庭環境に関わらず、すべての子どもが健やかに育つ環境を保障し、子育てをしているすべての家庭に対してきめ細かな訪問・相談できる体制を整え、子ども・子育てにかかる不安や悩みの軽減に努めます。

また、安全で安心して子育てができるよう、地域での交流の機会や場所の整備を図ります。さらに、保護者が社会から孤立しないよう、地域・行政・事業者が一体となって子育てが楽しくなる環境づくりに取り組みます。



4 施策の体系図

本計画の基本理念である「阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり」を実現するために、以下の4つの基本目標を掲げ、施策を展開することで、本市で育つ子どもが元気に笑顔で育つことができるまちづくりを推進します。



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

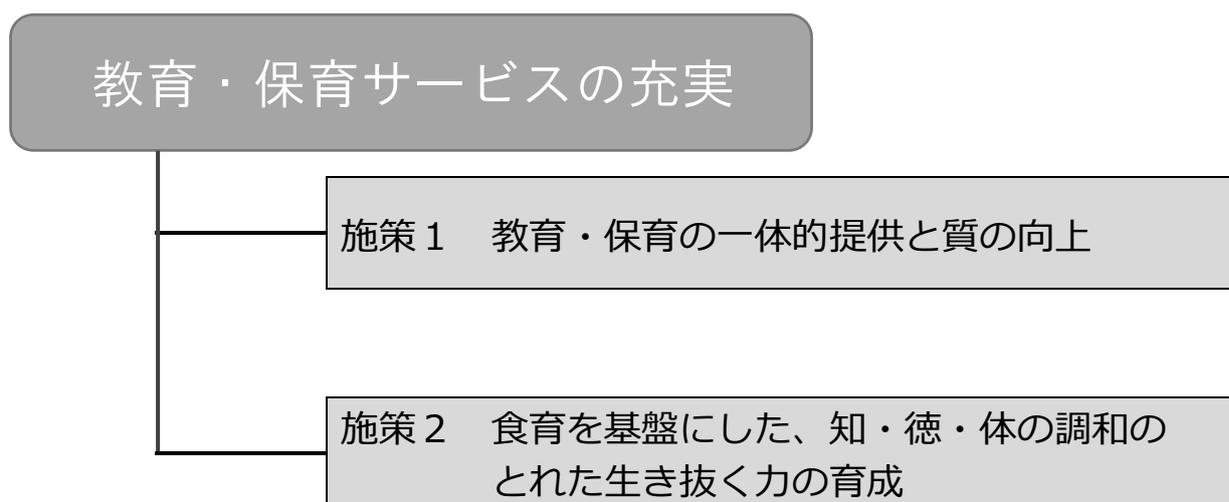
基本目標1 教育・保育サービスの充実

共働き世帯の増加や就労形態の多様化による保育ニーズの高まりがみられる中、幼児期の教育・保育のサービスの充実は重要となります。

国においては、25歳から44歳の女性の就業率80%に対応した教育・保育の受け皿の確保に向けた取組が進められていることにあわせて、令和元年10月より実施された幼児教育・保育の無償化のうち、完全無償化の対象となる3歳から5歳児を中心に保護者の働き方や幼児教育・保育への利用意向はますます高まることが予想されます。

本市においては、「阿波市保育所・幼稚園等施設整備計画」に基づいて、認定こども園への移行を進めており、保幼小が連携を強化することで、学校・家庭・地域が一体となり、豊かな学びの環境を充実し、子どもたちが伸び伸びと育ち、未来を切り拓く力を身につける教育の実現をめざします。

【施策体系】



施策1 教育・保育の一体的提供と質の向上

現状・課題

本市において、多様なニーズに対応した教育・保育の提供及び質の向上に向けて、「阿波市保育所・幼稚園等施設整備計画」に基づき民間移管や幼保連携型認定こども園への移行等、計画的に推進してきました。

令和2年には公立認定こども園1園、私立認定こども園4園が開園し、令和3年には大俣地区において公立認定こども園が1園開園する予定となっています。

各園において、保育の質及び幼児教育の質の向上を図るとともに連携を強化することで、児童一人ひとりが小学校へ安心して入学し、学校生活を送れるよう「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有してきました。

認定こども園による教育・保育を提供することになることから、幼稚園教諭や保育士の交流を通して、教育観や保育観を共有することが重要となります。

施策の方向性

引き続き「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、保幼小が連携して連続した教育・保育を提供するとともに、本市内の施設間の共通カリキュラムの作成や幼稚園教諭や保育士の交流を通して幼保一元化に向けた取組を推進します。

推進する取組

1. 保育の質の向上

これまでの取組	子ども・子育て支援制度についての理解を深め、保育士の資質向上に向けた取組を推進してきました。 また、途中入所児童が希望する施設に入所できるよう、保育士の確保が重要となっています。
取組の方針	子どもが安心感と信頼感を持って日々の活動ができるよう、幼児期の保育環境の充実を図るとともに、途中入所児の対応に必要な保育士・保育教諭の確保に努めます。また、認定こども園化や民営化により、保育サービスの質の向上を図ります。

2. 幼児教育の質の向上

これまでの取組	<p>幼児が様々な経験を積み重ねる中で、心身の調和のとれた発達を促すため、幼稚園教育要領に基づく総合的な指導や一人ひとりの特性に応じた指導を行ってきました。</p> <p>また、研修体制を整備するとともに、研修内容の充実を図り、教師の資質、専門性の向上に努めてきました。</p>
取組の方針	<p>幼稚園と家庭・地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、総合的な幼児教育の提供に努めます。</p>

3. 幼稚園英語活動

これまでの取組	<p>英語講師やALT（外国語指導助手）による、英語のゲームや歌、ダンス、クリスマス会等の取組を通し、英語に触れ合う機会を提供するとともに外国文化を体験してきました。</p>
取組の方針	<p>英語が好きになり、興味や意欲を持って英語活動に取り組めるよう、引き続き英語講師やALTの協力のもと楽しい英語活動を推進します。</p> <p>また、幼稚園生活の中で日常的に英語に触れることができるよう、普段の生活に英語活動で学んだことを取り入れていきます。</p>

4. 認定こども園、保育所、幼稚園等と小学校との連携強化

これまでの取組	<p>「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等、認定こども園、保育所、幼稚園等と小学校教育との連携を強化し、円滑な接続を図ってきました。</p>
取組の方針	<p>児童の一人ひとりの個性を大切にすることができるよう、認定こども園、保育所、幼稚園等と小学校との情報共有をはじめ、連携を強化するとともに、公立、私立双方の認定こども園の連携と交流を推進します。</p> <p>また、家庭・地域社会との連携を一層図り、一人ひとりの発達を促すための環境等を整えます。</p>



施策2 食育を基盤にした、知・徳・体の調和のとれた 生き抜く力の育成

現状・課題

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、一人ひとりに「生きる力」を確実に身につけさせることが求められています。そのためにも、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」等の知・徳・体をバランスよく育てるとともに、子どもたちが「生きる喜び」や「学ぶ楽しさ」を味わえるような魅力ある教育活動を展開することが重要となります。あわせて、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となる食育を推進するとともに、阿波市の「強み」を生かしたこれまでの教育施策を継承しつつ、国際理解教育、情報教育、防災教育、キャリア教育等の充実を図ることが必要です。

施策の方向性

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育の充実、子育て支援の充実を図ります。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、積極的に食育に取り組むとともに、生きる力の基礎や知・徳・体のバランスの取れた力を育成します。

学力向上に関しては、ICTを活用した授業の促進や読書活動を推進するとともに、家庭や地域と連携し、基本的な生活習慣の定着や学習習慣・生活習慣を確立する取組を進めていきます。

推進する取組

1. 確かな学力の向上

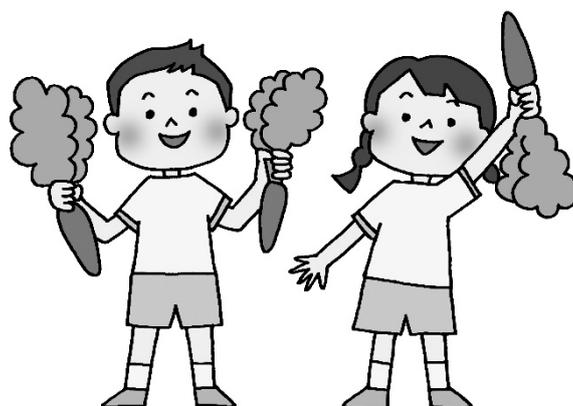
これまでの取組	チームティーチング（TT）や放課後学習を実施、各小中学校へ学力向上推進講師を配置するとともに、学校教育課に学力向上推進コーディネーターを配置しました。また、小学校へ英語講師を配置するなど、児童・生徒の確かな学力の向上・定着に向けて取り組んできました。
取組の方針	より良いチームティーチングのあり方や効果的な個別支援に向けて、情報収集や情報交換、研修会を定期的に行い、常に指導・支援の研究に努め、学力向上に取り組めます。

2. 食育の推進

これまでの取組	食に関する正しい知識と健全な食生活を身につけるため、各園、各学校において、郷土料理を学ぶ授業や米づくり等の農業体験を実施してきました。学校においては、食育全体計画に基づき栄養教諭・学校担任が学年に応じた食育授業に取り組んできました。また、地産地消への関心と実践力を高めるため、コンクール等を開催することで、家庭・地域と連携して食育を推進してきました。
取組の方針	子どもたちの食生活に関する実態を把握し、家庭・地域・教育施設等との連携体制を強化し、食育の推進と啓発に努めます。

3. 情報教育の推進

これまでの取組	児童・生徒が情報社会で健やかに育ち、自分の能力を発揮でき、情報活用能力を身につけられるよう、ICT機器を活用して、調べ学習や協働学習に取り組んできました。
取組の方針	言語能力、問題発見能力、問題解決能力等と同様に学習の基盤となる情報活用能力の向上を図り、時代に合った情報教育環境を整備します。

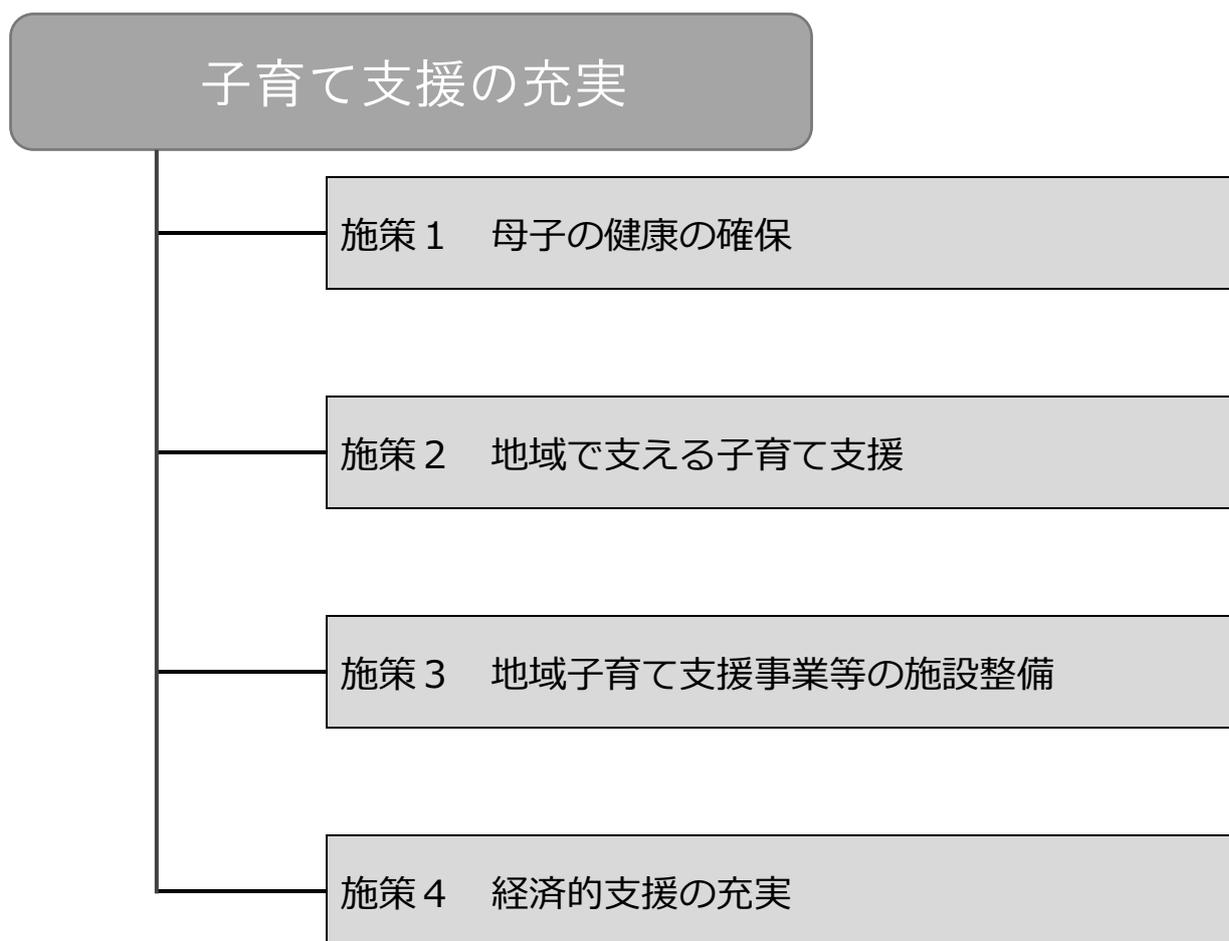


基本目標2 子育て支援の充実

次代を担う子どもたちが健やかに過ごすためには、その子どもたちの保護者も健やかに過ごすことは重要です。そのためにも、妊娠期から親に寄り添い、安心して子どもを産み、育てることができる切れ目のない支援体制を確立することが必要です。

また、近年核家族化の進行や地域における支え合いの意識の希薄化が進み、地域での関わりが少なくなってきています。今後も本市が子育てしやすいまちとしてあり続けるために、地域内の身近な存在が一緒になって子育てに参加し、社会全体で子どもと子育て家庭を応援できるよう、子育てをしているすべての家庭に対して、きめ細かに訪問・相談できる体制を整えます。

【施策体系】



施策1 母子の健康の確保

現状・課題

妊娠・出産期は子育てにおいても不安が多い時期となります。産前・産後のサポートや各種健診時の相談事業、乳幼児家庭全戸訪問事業等を通して、母子の健康の状況を確認し、発育や子育てについての疑問や不安の解消に向けて取り組んできました。

引き続き、母子の健康を確保・向上に努めるとともに、妊娠期からの切れ目ない支援を図るため、保健、福祉、医療等の関係機関の連携強化に努めます。

施策の方向性

母子の健康を維持・向上させるため、切れ目のない支援体制を整え、気軽に相談できる環境づくり、講習内容の研究や講座・健診等に参加しやすい日程を検討します。

推進する取組

1. 産前・産後、育児サポート事業

これまでの取組	<p>○子育て応援ヘルパー派遣事業 食事の準備、買い物等の家事や育児の援助を行う子育て応援ヘルパーを派遣しています。妊娠中から満1歳まで利用できます。産前産後の体調不良や心の不調を軽減するため、祖父母等の支援が受けられない妊産婦を支援しています。</p> <p>○在宅育児応援クーポン事業 子育ての負担の大きい0歳から2歳児を在宅で育児をしている家庭に、子育てサービスに利用できるクーポンを配布しています。</p>
取組の方針	<p>3世代家族の体験談や交流により、結婚に対する意識の高揚や、妊娠・出産、育児等に対する不安等を軽減、解消していきます。</p> <p>また、育児に対する専門的な指導により、親子のコミュニケーションの取り方を学ぶことや、親と子や家族の絆を結び、親としての自覚や自信にもつながり、児童虐待やネグレクトの防止対策にも効果的になるよう取り組みます。</p>

2. 妊産婦、乳幼児相談

<p>これまでの取組</p>	<p>妊産婦や乳幼児についての相談・訪問を随時行うとともに、乳幼児相談を年 24 回開催しています。出産や育児不安の解消や正しい知識の普及を行います。妊娠届出時の情報を把握し、産後も継続的にかかわる中で、必要に応じて訪問、面接等を行い、個人に合わせた対応を行ってきました。</p>
<p>取組の方針</p>	<p>妊娠期から子育て期を中心に、切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを設置し、対象者のニーズや必要に応じた対応をします。また、乳幼児相談を定期的で開催することで、正しい知識の普及や育児不安の解消及び家庭環境の把握と支援につなげていきます。</p>

3. 妊産婦・乳児訪問指導事業

<p>これまでの取組</p>	<p>妊産婦、新生児、乳幼児、不妊・不育症治療者に対し、保健師・管理栄養士・助産師による妊婦と胎児の健康・食事・出産についての指導や妊産婦への問診、保健指導、乳幼児の健康状態の観察と保護者への指導を行ってきました。また、不妊・不育症治療にかかる経費の一部助成を行うなど、母子に対する健康の保持増進及び養育困難家庭の把握と支援につなげてきました。</p>
<p>取組の方針</p>	<p>妊娠期には、マタニティクラスや妊婦訪問を通し、出産や育児への不安の解消や正しい知識を普及していきます。産後には育児不安を抱える産婦に対し、早期の家庭訪問を行い、切れ目のない支援を行い、育児不安の解消や養育困難家庭の把握と支援につなげていきます。</p>

4. マタニティクラス

<p>これまでの取組</p>	<p>保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士による講義や実習を通して知識の普及を行い、妊娠や出産についての不安軽減に努めます。また、パートナーや家族にも一緒に参加してもらうことで、妊婦の身体の変化や出産・育児をイメージしてもらい、妊婦のサポートや出産後の育児参加につなげます。さらに、妊婦健診の結果により、地区担当者が個別に指導も行っています。</p>
<p>取組の方針</p>	<p>妊娠期の変化の特徴を知り、今後の自分自身や家族の健康や食事に関する意識を高めてもらえるよう働きかける機会となるよう努めていきます。参加者にはマタニティクラス実施前に質問票を記入してもらい、実施後にもアンケートを行うことで、参加者のニーズに沿った内容になるように、また、妊婦同士の交流の場にもなるように努めていきます。</p>

5. 乳幼児健診の実施

<p>これまでの取組</p>	<p>乳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に医師の診察と育児、栄養等に関する相談、指導を実施しています。</p> <p>対象児の発育・発達の確認をすることによって、異常の早期発見・早期治療につなげます。また、保護者の育児不安や悩みに沿った支援を行うことで、育児不安の軽減につなげてきました。</p>
<p>取組の方針</p>	<p>未受診者に対しては、電話連絡や家庭訪問により健診受診を促したり、関係機関との連携を図ることで、健診受診率の向上を図ります。</p> <p>また、保護者の負担を少なくできるように、健診体制の強化を図り、より一層サービスの向上に努めます。</p> <p>健診を通して良い生活リズム、食事のリズム、運動習慣の確立に向けて説明し、発育・発達を促す指導を行うとともに保護者に乳幼児期の肥満が将来の生活習慣病につながることを周知し、正しい知識の普及・啓発を図り、生活習慣病の予防に努めていきます。</p>

6. 生活習慣病予防対策事業

<p>これまでの取組</p>	<p>乳幼児健診の結果をもとに、肥満度を確認することで、早期に生活習慣の改善・管理できるよう支援しています。また、妊娠届出時に妊婦の既往歴や健康状態、家庭歴等に応じて、保健指導、栄養指導を行い、妊婦健診の結果より必要に応じて、産後の健診の受診を促しています。</p>
<p>取組の方針</p>	<p>肥満児に対しては、電話連絡や家庭訪問により、経過の確認と生活習慣の把握を行い、児童の肥満解消を図ります。また、乳幼児やその家族の肥満の解消、将来の生活習慣病の予防につながる個人に合わせた保健・栄養指導を行う機会となるよう努めます。</p>



施策2 地域で支える子育て支援

現状・課題

子育てハンドブックや、あわっ子支援マップ等を作成し、地域で楽しく子育てをすることができる施設の紹介や支援事業の紹介等を行ってきました。子育ての支援が必要な方にとって使いやすく、わかりやすい情報提供体制を引き続き研究し、情報発信・共有に努めていきます。

晩婚化や未婚率が高まる中、結婚支援については大きな意味を持ち、出会いから結婚、子育てにつながる支援をすることは今後大きな課題となります。

市民の健康づくりや各種スポーツイベントを開催し、特に毎年開催している、県内で唯一の日本陸上競技連盟公認の「阿波シティマラソン」は、全国から多くの方が参加しており、ランナーからも高い評価をいただいています。

施策の方向性

子育ての支援が必要な方にとって使いやすく、わかりやすい情報提供体制を引き続き研究し、情報発信・共有に努めていきます。

地域活動やイベントに子どもが参加し、多くの方と関わる機会を引き続き提供するため、市民が幅広く参加できる各種スポーツ大会・イベントの開催をします。

推進する取組

1. 阿波っ子育て支援事業

これまでの取組	本市の子育て支援情報を記載した手帳サイズの子育てハンドブックや、ポケットサイズのあわっ子支援マップを配布しています。 また、子育て支援センターは主に在宅児と保護者が自由に遊んだり、育児等の相談ができる場所となっています。
取組の方針	子育てハンドブックやホームページを充実させ、必要な情報をすぐに提供できるような体制づくりに努めます。 子育て支援センターを身近な場所で開設し、乳幼児が安全で安心して利用でき、子育て親子が交流のできる居場所をつくります。また、子育て支援センターには、子育てに関する情報だけでなく、幅広い分野の情報を収集し提供していきます。

2. 婚育事業

取組の方針	結婚を希望する人が結婚できる地域社会の実現に向け、各団体等との連携により多くの出逢いの場が創出され、出逢いから結婚までの一貫した情報提供の仕組みづくりの取組を図ります。また、ライフプランとして結婚・出産を意識づける取組を推進します。
-------	--

3. スポーツ・レクリエーションの環境づくり

これまでの取組	<p>児童をはじめ市民の健康に対する意識を高め、日常生活における運動の必要性を実感し、市民の健康づくりや、まちの活性化を図っています。</p> <p>また、マラソン大会をはじめ、市民が幅広く参加できる各種のスポーツ大会・イベントを開催しています。</p> <p>スポーツ・レクリエーションは、市民の体力づくりのほか、相互の交流により地域社会の結び付きを深める効果も期待されることから、様々な分野や年齢層にわたり、より多くの市民に参加してもらうことが課題となっています。</p> <p>そのほか、世界で通用するアスリートの育成に向け、小・中学生の早い段階から人材の発掘を行い、一貫した指導・育成、強化に努めていくことも必要となっています。</p>
取組の方針	<p>事業は継続して実施し、団体や指導者の育成、阿波シティマラソンをはじめ市民が幅広く参加できる各種のスポーツ大会・イベントの開催・誘致等の充実を図ります。</p> <p>また、今後は、県とも連携しながら、小・中学生の体力・運動能力の向上と生活習慣予防の指導啓発を強化するよう取り組みます。</p>

4. 郷土を愛する心が育つ環境づくり

取組の方針	認定こども園での地域活動や学校での総合学習の中で、田植えや稲刈り体験をしたり、お祭りなどの地域の伝統文化へ参加するなど、地域の特色や人材を活かした様々な体験を通じて、生まれ育った地域を愛する心が育つ環境づくりに取り組みます。
-------	--

施策3 地域子育て支援事業等の施設整備

現状・課題

本市での子育てが楽しく、地域全体で子育てができる環境を整えるため、旧庁舎を改修した阿波地域交流センターで、令和2年度よりサービスを提供しています。また、知の広場として、土成図書館・公民館の整備を行い、文化の拠点としての拠点整備を行ってきました。

学校施設については、耐震工事や施設の整備を図るとともに、夏場における児童生徒の教育環境の改善を図る目的で普通教室へのエアコン設置工事も行いました。

施策の方向性

学校施設は非常災害時には地域住民の避難所となることで高齢者や車いすの方が施設を利用することが想定され、多様なニーズに応じた学校施設のバリアフリー化を図るとともに、今後の児童生徒数を勘案し、適正規模を見極めて整備します。

推進する取組

1. 公共施設や遊休施設等の積極的活用及び整備

これまでの取組	昭和49年に建てられた土成図書館・公民館の老朽化に伴う建て替え整備を行ってきました。また、旧市役所を改装し、子育て総合支援拠点等の機能を持ったにぎわいの拠点として整備し、土成図書館・公民館、旧市役所とともに、令和2年度の開設に向けて整備事業を推進してきました。
取組の方針	土成図書館・公民館は子ども・子育て世代から高齢者まで、幅広く様々な方に活用できる「文化・交流の拠点」として運営し、旧市役所は「にぎわいの拠点」として子育て世代が集い、市の魅力を発信する複合施設としての活用を推進します。

2. 認定こども園整備事業

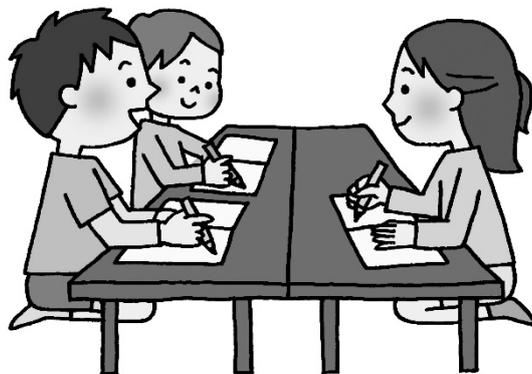
これまでの取組	教育と保育の一体的提供に向けて、公設の伊沢認定こども園の整備や大俣認定こども園の整備に向けた準備等、「保育所・幼稚園等施設整備計画」に基づき整備を進めてきました。
取組の方針	円滑に「認定こども園」に移行できるよう、移管法人に対する施設整備補助を行うとともに、施設の整備に取り組みます。

3. 学校施設の改修・整備事業

<p>これまでの取組</p>	<p>一条小学校や八幡小学校の大規模改修やバリアフリー化事業、トイレの洋式化等、児童や地域住民が安全で、安心して利用できる施設整備を推進しました。</p> <p>また、久勝小学校運動場の夜間照明を改修し、利用者の安全と利便性の向上を図ってきました。</p>
<p>取組の方針</p>	<p>インクルーシブ教育の視点から、特別な支援が必要な児童生徒が地域の学校で受け入れることができるよう、バリアフリー化を推進します。</p> <p>また、プールや夜間照明等の様々な学校施設の多くが更新の時期を迎えており、児童生徒数の推移や利用頻度等を考慮した整備・管理を行います。</p>

4. 放課後児童クラブ施設整備事業

<p>これまでの取組</p>	<p>待機児童解消のため、公民館などの公共施設を一時的に利用しつつ、久勝放課後児童クラブの増築や御所放課後児童クラブを新築するなどして、施設整備を図ってきました。</p>
<p>取組の方針</p>	<p>伊沢放課後児童クラブの新築、林放課後児童クラブの増築など計画的な整備に取り組めます。</p>



施策4 経済的支援の充実

現状・課題

子育て世帯の経済的負担の軽減に向け、出産祝い金の支給要件の緩和や子どもの医療費助成の拡充等を推進してきました。また、令和元年度10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世帯の経済的負担は大きく緩和されました。一方で、3歳児以上の教育・保育施設における副食費は実費での徴収となったことに伴い、本市においては、月額4,500円を上限に副食費の助成を行い、子育て世代の経済的支援の一層の拡充を図ってきました。

施策の方向性

各種手当の支給や医療費の助成等を通して、引き続き子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。また、今後、国や県が展開する支援等の動向を把握し、子育てしやすい環境を整備します。

推進する取組

1. 出産祝い金支給事業

これまでの取組	出産により母親となった方で、出産日より6か月以上前から本市に居住し、出産後3か月以上本市に居住する意志のある方に対して出産祝い金を支給してきました。（※住民基本台帳に登録されている方。）
取組の方針	令和2年度より支給要件を緩和し、出産日において本市に居住し、出産後、申請者と新生児が6か月以上本市に居住する方に対して、出産祝い金を支給します。（※住民基本台帳に登録されている方。）

2. あわっ子はぐくみ医療費助成事業

これまでの取組	本事業は平成21年11月から平成29年9月まで小学6年生までを対象とし、入院及び通院にかかる費用を助成してきました。平成29年10月より対象を0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもへと拡充しました。
取組の方針	安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減に努め、疾病の早期発見と治療ができる支援を充実します。

3. ひとり親家庭等入学祝金支給事業

これまでの取組	母子・父子家庭に対し、児童が小学校、中学校入学時にかかる費用の軽減を図り、児童の健全育成に資するため、入学祝金を支給しています。
取組の方針	学校・広報誌・ホームページやケーブルテレビ等を通し、事業の周知を図り、支援が必要な家庭が適切に事業を利用できるよう推進します。

4. 児童扶養手当支給事業

これまでの取組	母子・父子家庭に対して、児童が18歳に達した年度末までを対象に、児童扶養手当を支給しています。
取組の方針	児童を監護・養育するひとり親家庭に対し、福祉の増進の充実を図ります。

5. 児童手当給付事業

これまでの取組	家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校終了前の子どもを養育している保護者に対し支給しています。
取組の方針	子育て世帯において、収入に占める養育費や医療費等の負担が高いことから、経済的負担を軽減するため、引き続き児童手当を支給することにより、生活の安定に努めます。

6. 副食費の補助

これまでの取組	令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い副食費が実費徴収となりました。これを受けて、本市では次の条件をすべて満たす児童に対して補助しています。(補助額：月額4,500円) ①18歳未満の児童が2人以上いる世帯に対し、本市から支給認定を受けている第2子以降の児童 ②市内の認可保育所・認定こども園・幼稚園を利用する児童
取組の方針	引き続き、副食費の補助を通して子育て世帯の経済的支援を行います。また、国や近隣市町の動向を注視して、支給のあり方の見直し・検討について、柔軟に対応していきます。

7. 小中学校入学祝金支給事業

これまでの取組	児童及び生徒が小学校、中学校及び特別支援学校に入学する際に、入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童及び生徒の健全な育成を支援することを目的とし、児童及び生徒1人につき10,000円を支給しています。
取組の方針	今後も引き続き実施し、家庭の経済的負担の軽減に努めます。

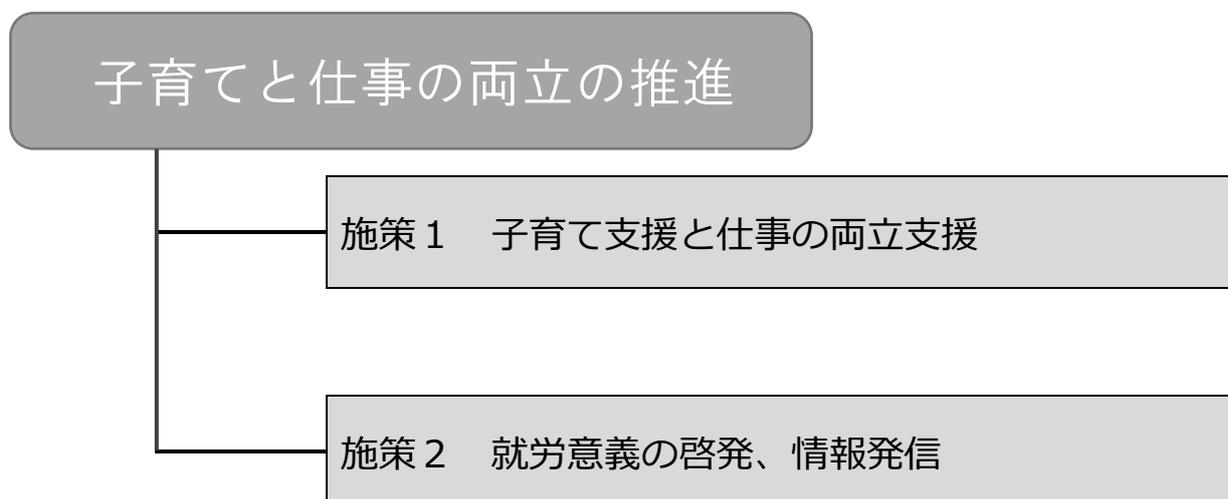
基本目標3 子育てと仕事の両立の推進

人口減少に伴い乳幼児期における預かり保育の希望や児童数が減少することが予想されていますが、働きながら子育てをする家庭が増えていることから、保育ニーズは高まっています。

核家族化や共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化によるニーズの複雑化に対応するため、本市に住む子育て家庭の状況を把握し、将来を見据えた確保体制を整備します。

また、子どもと過ごす時間の重要性を考慮し、仕事と家庭生活の実現に向けた働きかけや情報発信等、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進します。

【施策体系】



施策1 子育て支援と仕事の両立支援

現状・課題

子育てと仕事の両立が図れるよう、病児保育施設の拡充として「つかきっず」「こもれび」の2拠点での病児保育事業を展開してきました。放課後児童クラブについても、高学年の受け入れを行うなど、子どもの健やかな成長を図るため、子どもの居場所づくりを推進してきました。引き続き放課後児童クラブの利用を希望する児童を受け入れることができるよう、取組を推進することが重要となります。

施策の方向性

子育てと仕事の両立を支援するため、引き続き放課後児童クラブの受け入れや幼稚園における延長保育、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育等、多様なニーズに対応できるよう、子育て支援施策の充実に取り組みます。

推進する取組

1. 病児保育事業の実施

これまでの取組	平成28年度より市内2か所（「つかきっず」「こもれび」）にて実施しており、利便性の向上を図りました。また、病児保育従事者研修を実施することで、質の向上に努めてきました。
取組の方針	病児や病後児の不安で心細い時間を、保護者に代わって子どもの心に寄り添った保育ができるよう、病児保育従事者研修を通して質の向上に努めるとともに、保護者の多様なニーズに応えるため医療機関や保育施設との調整を図り、円滑かつ安定した運営ができるよう、補助金の活用等財源の確保に努めます。

2. 放課後児童クラブの充実

これまでの取組	指定管理者への助言指導を行い、適切な遊び及び生活の場の提供と児童の健全な育成に努めてきました。市内すべてのクラブで利用を希望する児童が多く、高いニーズがみられます。
取組の方針	子どもの発達や成長に相応しい保育環境の提供や多様化するニーズに対応するため、指定管理者との協議を重ね、各放課後児童クラブの安定した運営ができるよう、指定管理者と協議しながら実施します。

3. ファミリー・サポート・センター事業の充実

<p>これまでの取組</p>	<p>子育て中の人や働く人達の家庭を地域で支援し、安心して育児できる環境の整備を図ってきました。</p> <p>また、平成30年度から、エシカル消費活動の寄付により、利用料の助成を受けています。</p>
<p>取組の方針</p>	<p>本事業は地域の方の協力のもと、社会全体で子育てを支える事業であり、子どもにとっても保護者以外の大人と触れ合う機会ともいえます。事業の効果的な広報啓発活動を行うとともに、提供会員、利用会員の登録者数の増加を図り、サービスの充実を図ります。また、利用方法については、徳島県勤労者福祉ネットワークと協議をして改善に努めます。</p>

4. 預かり保育の充実

<p>これまでの取組</p>	<p>核家族化や共働き家庭の増加等から託児のニーズが増えており、子育てと仕事等の両立の支援となるよう実施してきました。一方で、親の育児の代わりにならないよう、事業の意義を明確に示すことが重要です。</p>
<p>取組の方針</p>	<p>幼児が幼児期にふさわしい生活を送ることができるよう、「親と子がともに育つ」という視点のもと、家庭と地域のそれぞれの教育力を積極的に活用し、適切な支援が提供できるよう検討するとともに、支援の充実を図ります。</p>



施策2 就労意義の啓発、情報発信

現状・課題

保護者が男女問わず主体的な子育てに向かい合い、関わるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要となります。本市では平成30年度に「阿波市男女共同参画基本計画（第3次）」を策定しました。「阿波市男女共同参画基本計画（第3次）」の基本理念である「男女がお互いを理解し、自分らしく、いきいきと暮らせるまち」のもと、性別役割分担意識の解消をめざして、仕事や家庭生活の両立についての就労支援・講座情報の提供等を推進しています。広く計画の周知を図り、基本理念を共有するとともに、ワーク・ライフ・バランスについての理解・啓発が重要となります。

施策の方向性

男女共同参画の意識啓発を行うとともに、働き方の見直しや男性の育児・介護・家事等への参加を促進するため、今後も広報等での講座・講習会情報提供を行い、啓発に努めます。

推進する取組

1. 就労観や勤労観の育成

これまでの取組	学校・青少年育成センターを中心に、児童の健全育成を図るための活動として、関係機関と連携し、就業や自立支援に関する事業を実施しています。
取組の方針	児童の就業に関する教育は、引き続き重要であると考えられることから、自立支援活動の現地日数増加を検討し、各関係機関と連携を図りながら事業を進展させていきます。

2. 男性の働き方の見直しと子育て促進

これまでの取組	「阿波市男女共同参画基本計画（第2次）」に掲げる基本理念「男女がお互いを理解し、支え合うまちづくり」のもと、家庭における家事等での性別役割分担の負担解消をめざし、父親が子育てに積極的に参画できるよう育児教室の開催や子育てに関する情報提供等を行っています。
取組の方針	父親の育児に対する意識を高めるため、今後も必要な情報提供、講座の開催等を行い、啓発に努めます。

3. ワーク・ライフ・バランスの推進

これまでの取組	仕事と家庭生活（家事・育児・介護等）の両立が図られるよう、子育て支援にかかる事業を推進するとともに、両立に関する講座の開催、男女の育児休業取得促進、母性健康管理について事業所への周知等の取り組みを進めています。
取組の方針	今後も、仕事と生活の調和の実現の視点から、子育てしやすいまちづくりを推進します。



基本目標4 家庭・地域の子育て力の充実

全国的に保護者の経済的困窮や社会的孤立等、子どもを取り巻く社会や家庭環境が多様化、複雑化しており、どのような家庭環境においても子どもの教育・保育が等しく担保され、子どもの最善の利益が確保されることが重要となります。

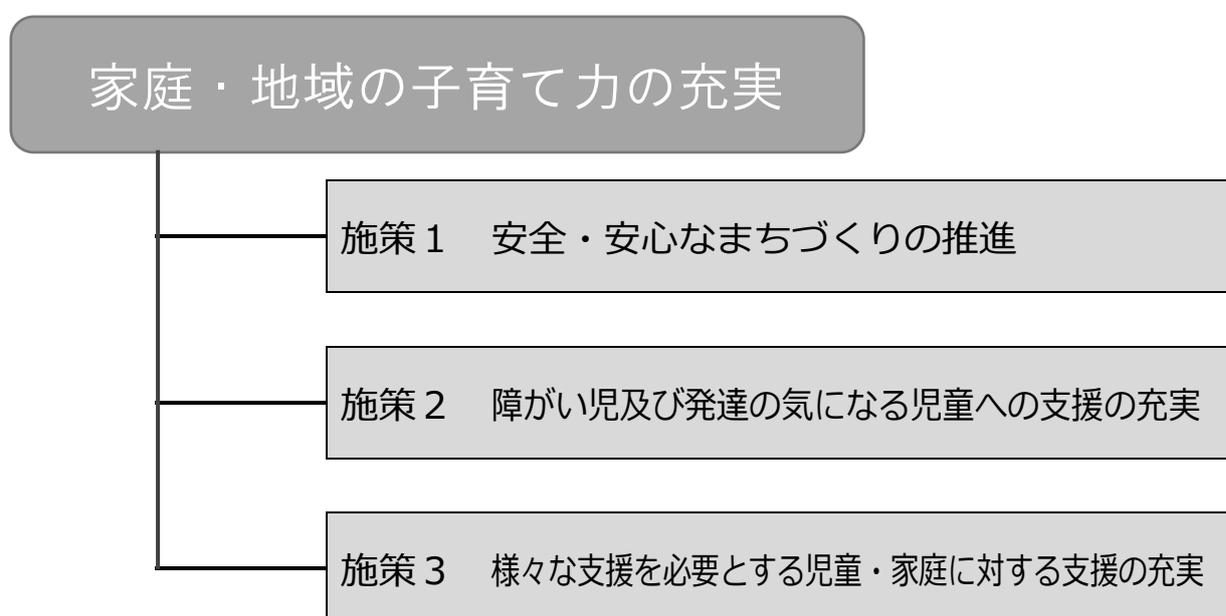
子育ては、保護者が第一義的な責任を負うものとされていますが、保護者が子育てのすべての責任を負うことは難しいことから、行政や地域等が一体となって社会全体で子育てに関する責任を担うことで、家庭のみで子育てをすることなく、地域全体で支え、子育て負担を軽減することができるよう、家庭と地域の子育て力の向上に努めます。

また、特別な配慮が必要な家庭や児童については、ニーズに応じた多様な支援が求められており、乳幼児健診等、多様な事業の機会を通して早期の発見、適切な対応が取れるよう連携を強化します。

相談や支援に対する中で、複雑かつ専門的な知識が必要となるケースも増加しており、一層関係機関との連携強化に努めます。

安全で安心して子育てができるよう、施設的环境整備や地域で安心して交流できるよう、地域と施設が一体となって子育てが楽しくなる環境づくりに取り組みます。

【施策体系】



施策1 安全・安心なまちづくりの推進

現状・課題

幼稚園等や学校は、子どもたちの健やかな成長と自己実現をめざして学習活動を行うところであり、その基盤として常に安全で安心な環境が確保されていなければなりません。今後も、地域の方々による自主防災組織や自主防犯組織、子ども見守り隊による立哨等の協力を得ながら、子どもたちの安全確保に取り組むことが必要です。あわせて、子どもたちが自らの安全を確保しようとする基礎的な素養を育てる教育を積極的に進めていく必要があります。

施策の方向性

家庭や地域、関係機関と連携しながら、地域全体で子どもたちの安全を確保する体制の強化に努めるとともに、命の尊さを学ぶ教育や、子どもたち自ら危険予測能力や危険回避能力を身につける教育を進めていきます。

推進する取組

1. 地域全体の連携強化

これまでの取組	各学校において阿波市青少年育成センターや警察等の関係機関と連携し、防犯教室を実施してきました。また、阿波市青少年育成センターをはじめ、民生委員・児童委員や自主防災組織による青色防犯パトロールを実施したり、スクールガードリーダーによる通学路の巡回活動を行ってきました。
取組の方針	家庭、地域、関係機関と連携した安全指導や巡回指導を実施し、不審者対応に努めます。

2. 防災教室の充実

これまでの取組	災害時に備え、学校防災計画や学校防災マニュアルに基づいた研修や訓練を実施してきました。
取組の方針	認定こども園、幼稚園、小・中学校の防災計画の作成や地域との合同避難訓練等を実施します。

施策2 障がい児及び発達のが気になる児童への支援の充実

現状・課題

障がいのある児童や発達のが気になる児童に対し、乳幼児健診等多様な事業の機会を通して、早期発見・早期対応できるよう、関係機関と連携し、事業を推進してきました。また、発達専門医師の協力のもと発達相談を実施しており、保護者の不安の解消や児童の持つ力を伸ばすため、早期の適切な助言を行い、療育支援や発達支援を実施してきました。

一人ひとりの個性を尊重し、乳幼児期から学童期まで切れ目のない支援ができるよう、「就学支援シート」を用いることで情報共有を図るとともに、子どもの立場に寄り添った自立支援の充実を推進してきました。

施策の方向性

専門的な支援のほか、学校・園において支援の必要な子どもの早期発見、早期支援をめざします。また、すべての子どもがお互いに認め合い、助け合う社会やともに暮らす社会づくりを推進します。

推進する取組

1. 発達・療育相談事業の充実

これまでの取組	乳幼児健診等で心身の発達が気になる乳幼児とその保護者に対し、早期に適切な助言やサービスが受けられるよう支援します。
取組の方針	発達相談医師を確保し、引き続き相談事業を実施できるよう医療機関等との連携を強化し、支援が必要な児童とその保護者に対する支援を行います。

2. 特別支援教育の充実

これまでの取組	障がいのある児童・生徒に対し、一人ひとりのニーズに合った支援を行ってきました。特別支援教育コーディネーター等の研修会の開催や特別支援連携協議会で関係機関との連携を強化することによって、特別支援教育の充実を図ってきました。
取組の方針	障がいのある児童が持つ個性を最大限伸ばすことができるよう、すべての認定こども園、小学校、中学校に校内支援委員会の設置、特別支援教育コーディネーターを指名し、研修を通して資質の向上に努めます。

3. 障がい者自立支援協議会

<p>これまでの取組</p>	<p>協議会の設置主体は、吉野川市と阿波市となっており、毎月1回、運営会議・サービス調整会議を開催し、障がい者等のニーズ・各種サービス状況の把握、困難な事例への対応・連携、圏域内の相談支援体制の問題整理等の事項を協議しています。</p>
<p>取組の方針</p>	<p>障害者相談支援事業の適切な運営に努め、地域の障害福祉サービスの基盤整備を進めるため、関係機関・団体等と連携し、今後も引き続き実施していきます。</p>

4. 障がい児（者）の立場に立った自立支援の充実

<p>これまでの取組</p>	<p>現在、障がい児（者）に対する支援として、障害児福祉手当の支給、障害者通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）、障害福祉サービス（居宅介護、短期入所等）の支給、補装具費の支給、日常生活用具の給付、移動支援、日中一時支援等を行っています。また、保育士・幼稚園教諭等が発達障害に適切に対応できるよう、人材育成や体制づくりについても課題となっています。</p>
<p>取組の方針</p>	<p>障がい児（者）への支援として、関係各課や機関と連携し、本人だけでなく、その家族を含めた支援体制を確保するように努めます。</p>

5. 特別な支援を必要とする子どもの早期治療

<p>これまでの取組</p>	<p>特別な支援を必要とする子どもの望ましい成長・発展を促すためには早期に発見しできる限り早期から適切に支援することが必要です。 阿波市特別支援連携協議会では、幼児期の就学前段階における支援のポイントを就学する小学校に引き継ぐため「就学支援シート」を作成しました。</p>
<p>取組の方針</p>	<p>特別な支援が必要な子どもが発達段階に応じた連続性のある適切な支援を受けられることができるよう、就学支援シートを効果的に活用し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成して、次の進路先への引き継ぎが円滑に行える支援体制の構築を図ります。</p>

6. 地域社会における療育環境の充実

これまでの取組	令和元年度に、障がい児（者）を地域全体で見守り支え合えるよう、障がいのある人への理解を深めていくことを目的とした「理解促進研修事業」を開始し、研修会を開催しました。
取組の方針	障がいのある子どもが安心して暮らし、心身ともに伸びやかに育つことができる地域社会の構築のため、セミナーの開催等により市民の障がいに対する正しい知識の習得と理解を促します。



施策3 様々な支援を必要とする児童・家庭に対する支援の充実

現状・課題

ひとり親家庭や生活困窮家庭等に対し、生活の安定と自立促進に向けて各種給付をするとともに、様々な困難を抱える世帯に対し、相談を通して適切な支援につなげ、深刻化しないよう支援をしてきました。

また、家庭環境によらず、等しく子どもの最善の利益が守られ、将来も安定的な生活を送ることができるよう、支援を充実させてきました。

施策の方向性

多様な支援が必要な家庭等に対して、安定した生活を送れるよう支援するとともに、事態が深刻化する以前に早期に発見できる体制の整備に努めます。

推進する取組

1. 母子家庭等自立支援給付

これまでの取組	ひとり親家庭の保護者の主体的な能力開発を支援し、自立の促進を図るため、生活の安定に資する資格等の取得のための促進費等の給付をしてきました。
取組の方針	引き続き国の動向に注視しながら、事業を実施するとともに、広報誌やホームページを通して事業の周知を図ります。

2. 家庭児童相談室の推進

これまでの取組	児童虐待を防止し、児童の権利、利益が守られ、安全で安心して子育てをすることができるよう、支援の必要な児童や家庭を把握し相談対応、支援の実施に努めてきました。
取組の方針	児童虐待からの保護が必要な児童や養育相談等が増加している中、家庭児童相談室は重要な役割を果たしており、社会福祉課や健康推進課、学校、児童相談所、警察等との連携を強化し、相談に対して的確に対応します。

3. 生活困窮者自立相談支援事業

これまでの取組	子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、塾講師による週1回程度の通学型学習支援を実施し、学力の向上を図ってきました。
取組の方針	学校や地域への協力を要請するとともに、家庭訪問等を行い、児童・生徒や保護者の方への相談事業を通して、多様な課題を抱える家庭が制度の狭間で必要な支援が受けることができない方がいないよう支援します。 また、学習支援を行うことにより、貧困の連鎖の防止に取り組みます。

4. 児童福祉施設入所への支援

これまでの取組	保健上支援が必要であるにもかかわらず経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦、配偶者のいない女性やその児童を対象に助産の支援や、母子の自立支援を実施してきました。 但し、県内の助産施設は徳島市に1か所しかなく、利用しづらいという事情もみられます。
取組の方針	経済的理由により出産をためらうことがないように、助産制度の周知や出産費用の軽減、経済的不安の解消に努めます。 また、母子生活支援施設に入所した際、母子の生活の自立と安定に向けて、継続的な支援を推進します。

5. 要保護児童対策地域協議会の推進

これまでの取組	要保護児童及びその保護者に関する情報のほか、適切な保護・支援に関する協議等を行っています。 会議については、代表者会議（年間方針の計画の協議・研修会の開催。毎年5月頃実施）、実務者会議（中学校区の関係者・機関・団体の実務者にて年間2回の情報交換、個別ケース検討会議で問題となった点の協議等）、個別ケース検討会議（相談・通告があった個別ケースに関わりのある実務者にて協議等を行う）を実施しています。
取組の方針	児童虐待による保護が必要な児童や養育相談等が増加している中、本協議会は重要な役割を果たしており、協議会が中心となり警察、県児童相談所とも連携を図ります。

6. 子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討

取組の方針	子どもの権利を守るため、子どもとその家庭及び妊産婦を対象とした実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による継続的な支援を行う拠点である「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた検討を推進します。
-------	---

第5章 子ども・子育て支援事業計画

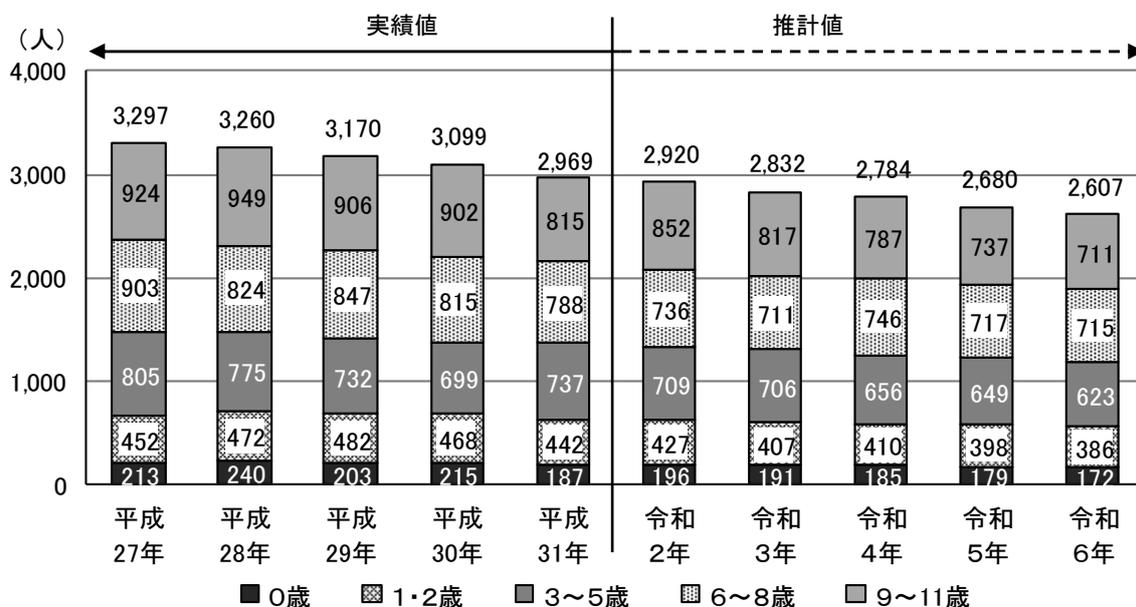
1 教育・保育提供区域の設定

本市の特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の区域設定及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、訪問型保育、事業所内保育）の区域については、地域をまたいで利用者を考えることで、急なニーズや環境の変化迅速な対応ができる点や隣接する地域や市全体の関係の中で、提供体制を柔軟に検討できる視点から、全市1区域とします。

2 人口推計

本市12歳未満の推計人口は、令和2年に2,920人となり、令和6年には2,607人となる見込みです。

■ 12歳未満の推計人口



※各3月末日時点の住民基本台帳各歳別人口よりコーホート変化率法による推計

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制

令和2年度から令和6年度までの5年間の教育・保育、その他の地域子ども・子育て支援事業において、利用量を見込み、確保していきます。

(1) 就学前教育・保育の量の認定区分

認定区分		提供施設
1号認定	3-5歳の幼児期の教育を受ける児童	幼稚園、認定こども園
2号認定	3-5歳の保育の必要性のある児童	保育所、認定こども園、企業主導型保育施設等
3号認定	0-2歳の保育の必要性のある児童	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類と対象者

No.	事業の名称	対象者	区域設定
1	利用者支援事業	0～12歳	全市
2	延長保育事業	0～5歳	
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳	
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		
5	放課後児童クラブ	1～3年生、4～6年生	小学校区
6	子育て短期支援事業	0～18歳	全市
7	乳児家庭全戸訪問事業	新生児から4か月までの児童	
8	養育支援訪問事業	家事や育児について、親族等の支援が受けられない家庭	
9	地域子育て支援拠点事業	0～5歳	
10	一時預かり事業	0～5歳	
11	病児保育事業	1～12歳	
12	ファミリー・サポート・センター事業	0～12歳	
13	妊婦健診事業	妊婦	

(3) 就学前教育・保育の量の見込みと提供体制

人口推計と過去5年間の利用率や増減率から、以下のとおり保育ニーズに対応できるように、提供体制を整備します。

■ 就学前教育・保育の量の見込みと提供体制

単位（人）

		令和2年度					令和3年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	教育	保育	0歳	1・2歳	教育	教育	保育	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		145	173	374	78	297	145	171	374	76	290
提供体制	幼稚園・ 認定こども園	265	0		0	0	231	0		0	0
	保育所・ 認定こども園	0	569		95	361	0	578		90	351
②提供体制の合計		265	569		95	361	231	578		90	351
②-①(過不足)		120	22		17	64	86	33		14	61

		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	教育	保育	0歳	1・2歳	教育	教育	保育	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		135	159	348	74	298	135	156	344	72	295
提供体制	幼稚園・ 認定こども園	231	0		0	0	231	0		0	0
	保育所・ 認定こども園	0	578		90	351	0	578		90	351
②提供体制の合計		231	578		90	351	231	578		90	351
②-①(過不足)		96	71		16	53	96	78		18	56

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
		教育	教育	保育	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		129	150	330	70	292
提供体制	幼稚園・ 認定こども園	231	0		0	0
	保育所・ 認定こども園	0	578		90	351
②提供体制の合計		231	578		90	351
②-①(過不足)		102	98		20	59



(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、量の見込みを確保できる提供体制を整備します。

①利用者支援事業

令和2年度に子育て世代包括支援センターを市役所内に開設したことで、利用者支援事業（母子保健型）を実施しています。

■利用者支援事業の量の見込みと提供体制

単位（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
提供体制	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

②時間外保育事業(延長保育)

保育標準時間と保育短時間の利用者が延長保育を利用希望した場合に受け入れられる体制を確保します。

また、ニーズの増加に対応できるよう、保育士の確保に努めます。

■時間外保育事業（延長保育）の量の見込みと提供体制

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	129	126	121	119	115
提供体制	129	126	121	119	115
過不足	0	0	0	0	0

③実費徴収にかかる補足給付を行う事業

新制度未移行園の利用者に対する副食費の負担減免について、認定こども園・幼稚園・保育所の利用者との公平の観点から、当事業により支援します。

④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入施設等への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。

⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

今後も児童数の増加に対応できるように、教室や支援員の確保に努めます。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制 単位（人）

阿波市(全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童 健全育成 事業	1年生	138	129	140	121	129
	2年生	106	133	123	134	118
	3年生	126	95	120	112	121
	4年生	82	91	62	84	81
	5年生	47	51	59	44	58
	6年生	20	26	24	28	24
	合計	519	525	528	523	531
	提供体制	519	525	528	523	531
	過不足	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制 単位（人）

阿波市(一条)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童 健全育成 事業	1年生	14	15	21	15	13
	2年生	12	13	14	20	14
	3年生	11	12	13	14	20
	4年生	6	9	10	10	11
	5年生	6	5	7	8	8
	6年生	1	4	3	5	5
	合計	50	58	68	72	71
	提供体制	50	58	68	72	71
	過不足	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制 単位（人）

阿波市(柿原)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童 健全育成 事業	1年生	10	10	12	13	7
	2年生	5	9	9	11	12
	3年生	15	5	9	9	10
	4年生	7	12	4	7	7
	5年生	3	3	6	2	4
	6年生	0	0	0	0	0
	合計	40	39	40	42	40
	提供体制	40	39	40	42	40
	過不足	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制 単位（人）

阿波市(御所)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業	1年生	13	14	16	10	16
	2年生	10	11	12	14	9
	3年生	14	9	10	11	13
	4年生	9	10	6	7	8
	5年生	2	3	4	2	2
	6年生	1	1	2	3	1
	合計	49	48	50	47	49
	提供体制	49	48	50	47	49
	過不足	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制 単位（人）

阿波市(土成)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業	1年生	17	16	17	17	18
	2年生	14	16	15	16	16
	3年生	13	11	12	12	12
	4年生	12	9	8	8	8
	5年生	6	9	6	6	6
	6年生	3	2	4	2	2
	合計	65	63	62	61	62
	提供体制	65	63	62	61	62
	過不足	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制 単位（人）

阿波市(八幡)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業	1年生	7	7	8	7	7
	2年生	4	8	8	9	8
	3年生	15	4	8	8	9
	4年生	8	12	3	7	7
	5年生	3	6	9	2	6
	6年生	1	1	1	2	0
	合計	38	38	37	35	37
	提供体制	38	38	37	35	37
	過不足	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制 単位（人）

阿波市(市場)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業	1年生	18	16	20	9	16
	2年生	13	16	14	18	8
	3年生	12	10	13	11	14
	4年生	5	7	6	8	7
	5年生	1	3	5	4	5
	6年生	4	1	2	3	3
	合計	53	53	60	53	53
	提供体制	53	53	60	53	53
	過不足	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制 単位（人）

阿波市(大俣)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業	1年生	9	7	5	12	8
	2年生	17	10	7	5	13
	3年生	9	16	10	7	5
	4年生	2	2	3	2	1
	5年生	6	2	2	3	2
	6年生	0	6	2	2	3
	合計	43	43	29	31	32
	提供体制	43	43	29	31	32
	過不足	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制 単位（人）

阿波市(久勝)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業	1年生	17	16	13	11	11
	2年生	8	18	17	14	12
	3年生	16	8	17	16	14
	4年生	7	13	7	14	13
	5年生	5	4	7	4	8
	6年生	6	3	2	4	2
	合計	59	62	63	63	60
	提供体制	59	62	63	63	60
	過不足	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制 単位（人）

阿波市(伊沢)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業	1年生	15	12	14	13	16
	2年生	8	14	11	13	12
	3年生	12	8	13	11	13
	4年生	22	11	7	11	10
	5年生	6	12	6	4	6
	6年生	3	2	5	2	2
	合計	66	59	56	54	59
	提供体制	66	59	56	54	59
	過不足	0	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制 単位（人）

阿波市(林)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童健全育成事業	1年生	18	16	14	14	17
	2年生	15	18	16	14	14
	3年生	9	12	15	13	11
	4年生	4	6	8	10	9
	5年生	9	4	7	9	11
	6年生	1	6	3	5	6
	合計	56	62	63	65	68
	提供体制	56	62	63	65	68
	過不足	0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)

安心して子育てをしながら、働くことができ、保護者の育児疲れなどのニーズに対応できるように確保します。

■子育て短期支援事業の量の見込みと提供体制 単位（人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ	4	4	4	4	4
トワイライトステイ	4	4	4	4	4
提供体制	8	8	8	8	8
過不足	0	0	0	0	0

⑦乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭に訪問し、支援が必要な家庭には適切な支援につなげるため保健師や助産師が繰り返し訪問できるように確保します。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと提供体制 単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	128	124	120	117	112
提供体制	128	124	120	117	112
過不足	0	0	0	0	0

⑧養育支援訪問事業

保護者の育児不安や孤独感を和らげるため、保健師等の専門員が養育支援の必要な家庭に訪問できるように専門員の確保に努めます。

■養育支援訪問事業の量の見込みと提供体制 単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	15	14	14	13	13
提供体制	15	14	14	13	13
過不足	0	0	0	0	0

⑨地域子育て支援拠点事業

保護者と子どもが一緒に楽しく、いつでも利用できる施設として、相談体制の充実、きめ細かい情報提供ができるように整備します。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと提供体制 単位（人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	13,395	12,857	12,793	12,406	11,997
提供体制	13,395	12,857	12,793	12,406	11,997
過不足	0	0	0	0	0

⑫ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

地域の相互援助活動として、利用会員のニーズに対応できる量を確保します。

■ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと提供体制 単位(人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	686	666	654	630	613
提供体制	686	666	654	630	613
過不足	0	0	0	0	0

⑬妊婦健診事業

0歳児の推計人口に基づき、ニーズに対応した量を確保するとともに、多胎妊婦等の受診件数も十分確保します。

■妊婦健診事業の量の見込みと提供体制 単位(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
需要量	3,276	3,192	3,094	2,996	2,870
提供体制	3,276	3,192	3,094	2,996	2,870
過不足	0	0	0	0	0



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細かな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、認定子ども園・幼稚園・保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本市ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法等を広報や市のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、幼稚園や保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応等、市の区域を越えた広域的な提供体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の評価・確認等

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。



参考資料

阿波市子ども・子育て会議条例

○阿波市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第17号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の合議制の機関として、阿波市に子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。



- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年阿波市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和元年8月7日～3年8月6日)

	氏名	所属	備考
1	湯地 宏樹	鳴門教育大学 基礎・臨床系教育部幼年発達支援コース 教授	学識経験者
2	笠井 謙二	市医師会会長	
3	清水 秀美	阿波市民生委員児童委員連絡協議会主任児童委員部会 会長	
4	安田 佳子	阿波市子ども子育て会議会長	
5	三木 豪	市PTA連合会会長（御所小学校）	保護者
6	来田 美晴	市幼稚園PTA連合会会長（市場幼稚園）	保護者
7	平岡 葉子	市内保育所保護者会代表（伊沢保育所）	保護者
8	大池 亜紀	市内認定こども園保護者会代表（一条認定こども園）	保護者
9	井内 浩明	放課後児童クラブ （シダックス大新東ヒューマンサービス㈱）	子ども・子育て支援事業 従事者
10	日岡 佳子	地域子育て支援拠点事業（さくらんぼルーム）	子ども・子育て支援事業 従事者
11	井形 幸子	阿波市ファミリー・サポート・センター事務局長	子ども・子育て支援事業 従事者
12	美崎 奈常美	労金労組代表	
13	横山 敦子	吉野川保健所次長	
14	湯浅 成昭	市中学校校長会会長（吉野中学校）	
15	森 文彦	市小学校校長会代表（土成小学校）	
16	森住 由美	市幼稚園教育研究協議会会長（東部幼稚園統括園長）	
17	林 郁恵	市保育事業協議会会長（市立保育所統括所長）	
18	河野 千晃	公募委員	
19	前山 公子	公募委員	

※敬称略

用語解説

用語	定義
子ども・子育て関連 3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
幼保連携型 認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。(認定こども園法第2条) ※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。(法第29、43条)

用語	定義
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条) 【参考】認定区分 ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
延長保育事業	認定こども園・保育所等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
多様な主体の参入促進事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

用語	定義
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会・要保護児童等に対する支援に資する事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター等で、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
病児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
妊婦健診事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。

第2期阿波市
子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

【策定・発行】

阿波市健康福祉部福祉事務所 子育て支援課

〒771-1695

徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

TEL : 0883-36-6813

FAX : 0883-36-5113